

令和 5 年 9 月 佐川町議会定例会会議録(第 2 号)

招集年月日 令和 5 年 9 月 4 日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和 5 年 9 月 4 日 午前 9 時宣告

開 議 令和 5 年 9 月 4 日 午前 9 時宣告（第 4 日）

応 招 議 員	1 番	齋 藤	光	2 番	岡 林	哲 司	3 番	山 本	和 輝
	4 番	田 村	幸 生	5 番	橋 元	陽 一	6 番	宮 崎	知 恵 子
	7 番	西 森	勝 仁	8 番	下 川	芳 樹	9 番	坂 本	玲 子
	1 0 番	森	正 彦	1 1 番	松 浦	隆 起	1 2 番	岡 村	統 正
	1 3 番	永 田	耕 朗	1 4 番	藤 原	健 祐			

不応招議員 な し

出 席 議 員	1 番	齋 藤	光	2 番	岡 林	哲 司	3 番	山 本	和 輝
	4 番	田 村	幸 生	5 番	橋 元	陽 一	6 番	宮 崎	知 恵 子
	7 番	西 森	勝 仁	8 番	下 川	芳 樹	9 番	坂 本	玲 子
	1 0 番	森	正 彦	1 1 番	松 浦	隆 起	1 2 番	岡 村	統 正
	1 3 番	永 田	耕 朗	1 4 番	藤 原	健 祐			

欠 席 議 員 な し

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	山本 壽史
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	吉野 利香	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産業振興課長	下八川久夫
まちづくり推進課	岡田 秀和	建 設 課 長	吉野 広昭
税 務 課 長	真辺 美紀	農業委員会事務局長	森田 修弘
建設課長補佐	大原 秀平		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤本 雅徳

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和5年9月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和5年9月4日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問

議長（西森勝仁君）

おはようございます。定刻です。ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付の通りです。

なお、町長から第1日目に行われた行政報告の訂正の申し出があっておりますので、これを許可します。

町長（片岡雄司君）

おはようございます。

先ほど議長が言っていただきましたが、9月1日金曜日の開会時の行政報告におきまして、道の駅内の販売、そしてブランアトリエ、横畠アイス、西村商店のレジ通過数の合計のご報告させていただきましたが、報告したレジ通過数におもちゃ美術館の入館者数が入ってりましたので、訂正させていただきます。

正しいレジ通過数につきましては、7月は4万8,800人が4万2,100人。

8月は2万7,300人が1万8,300人、1日平均は1,600人が1,300人に、訂正させていただきますと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。申し訳ございませんでした。よろしくお願いします。

議長（西森勝仁君）

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順とします。

11番、松浦隆起君の発言を許します。

11番（松浦隆起君）

おはようございます。11番、松浦隆起でございます。通告に従いまして、一般質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1点目におくやみ窓口の設置についてお伺いいたします。

この質問につきましては、昨年の3月定例会におきまして一度質問させていただいております。本日は、6月定例会でもお聞きをいたしました、書かない窓口とも合わせてお聞きしていきたいと思っております。

このおくやみ窓口につきましては、先ほど申し上げましたように、一度質問させていただいておりますので、簡単に申し上げますと、

ご家族が亡くなられたときに、葬儀の後の手続きは、個人の状況によって異なりますが、数多くの手続きが必要とされます。

ご遺族は悲しみがまだ癒えぬ中、その手続きを行わなければなりません。ご遺族にとっては、手続きの負担だけではなく、心にも負担になっているのではないかと思います。

今、全国の自治体の中でこのご遺族の負担を少しでも減らし、その悲しみに寄り添いながら手続きを一つの窓口で行うことができるサービスの提供を行う自治体が増えてきております、それが、本日お聞きいたします、おくやみ窓口であります。

前回質問させていただいた折りに当時の担当課長からは、要約いたしますと、わざわざおくやみ窓口を設置をしなくても、実質的には職員の連携、また工夫によりまして、すでにその機能をこの役場では果たしていると考えているといった答弁をいただいております。

また、死亡届が出された際、手続きなどをまとめたご遺族のための、このいわゆるおくやみハンドブックの取り組みにつきましても、今後の研究課題にさせていただくといった答弁でありました。

少し厳しい受け取り方かもしれませんが、個人的にはほぼゼロ回答に近いものであったと受け取っております。

大事なご家族を亡くされた方に、行政として、現在の行政サービスのあり方で、本当に寄り添っているのだろうか、真剣に検討された上の結論なのかと、少し疑問に感じたところであります。

今まで何度かこの場で申し上げてきたところでありますが、役場は、佐川町の中で一番のサービス業であると私は考えております。

町民の方から大事な税金をお預かりし、町民の皆さんの暮らしの向上に向けて、最適だと思われるところに配分をし、行政サービスを提供していく、そして常に現行の行政サービスの向上へ向けて改善するところはないだろうかと考え、取り組むことが必要ではないかと考えております。そういった意味からも残念な答弁ではありました。

すでにその機能を役場では果たしているという現状認識でありましたが、現実には各課を回り、手続きすることを余儀なくされており、ワンストップでのサービスは提供されていないと認識をしております。

すでにこのサービスを行っている自治体では、既におくやみ窓口の案内版が設置をされており迷うことなく、その窓口に行くことが

でき、1カ所ですべての手続きを終えることができます。

本町においても、ぜひそういった町民の方に寄り添ったサービスへと取り組んでいただきたいと思っております。

6月定例会におきましてお聞きいたしました、書かない窓口の取り組みは、まさにこういったワンストップのサービスを提供できる取り組みでもあります。

その時の担当課長の答弁では、どこまでできるかわかりませんが、北見市等の先進事例を参考にしながら、業務フローの見直しに努め、書かない、持たない、回らないワンストップ窓口の導入に向け、今年度からしっかりと取り組み、窓口改革の目的であります、住民の利便性の向上、職員の業務の効率化の実現を目指して参りますと、大変心強いご答弁をいただきました。

これに照らせば、当然おくやみ窓口の設置は自然の流れではないかと感じております。この、おくやみ窓口設置の目的は、ご遺族のご負担を少しでも軽減をして差し上げることになります。その意味からも、ぜひ書かない窓口の推進とともに、早期にこの窓口の設置に取り組んでいただければと思います。

またあわせまして、この手続きや様々な情報を入れました、おくやみハンドブックの作成もぜひ、していただければと思っております。

以上の点につきまして、お考えをお伺いをいたします。

町民課長（山本壽史君）

おはようございます。松浦議員の質問にお答えいたします。

死亡届出後の各種手続きにつきましては、まとめてできるおくやみ窓口を設置することにつきましては、住民サービスの向上のため、必要であると考えております。

また、おくやみ窓口にはワンストップ機能だけではなく、書かない窓口機能も持たすことも大切であると考えております。

おくやみ窓口の設置検討につきましては、6月議会定例会におきまして、松浦議員のご質問でご提出させていただきました、書かない窓口導入の取り組みに向けた中で、一緒に検討して参ります。

続きまして、おくやみハンドブックについてですが、ご遺族の負担を少しでも減らすことができるよう、死亡届出後の各種手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるように、役場での手続きのみならず、役場以外の手続きにつきましても、紹介し

ました、おくやみハンドブックを今年度中に作成し、死亡届を提出されたお客様にお渡しするとともに、ホームページ等にて掲載していくように進めて参ります。以上でございます。

11 番（松浦隆起君）

今、ご答弁いただきましたが、書かない窓口と合わせて、窓口の設置に取り組んでいただけると、またハンドブックの作成も今年度中ということで、前向きなご答弁をいただきました。

ぜひ町民の皆さんに寄り添える行政に向けて、1日も早く実施できるように、さらなる取り組みをお願いをいたしまして、この質問につきましては終わりたいと思います。

2点目に、発達障害児支援の取り組みについてお伺いをいたします。内容としましては、発達障害児支援の具体的な取り組みと、発達障害の早期発見に向けての、5歳児健診の取り組みについてお伺いをしていきたいと思います。

この5歳児健診の取り組みにつきましては、2007年12月定例会におきまして一度お聞きをしておりますが、あれからもう16年経っております。現在、発達障害児への支援が強く求められる状況になっており、今回質問させていただくことにいたしました。

この16年の中で、発達障害児の児童生徒数は大きく増加をしております。平成24年から令和4年の10年間で、義務教育段階の生徒数が1,040万人から950万人と1割程度減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は30万人から61万人と倍増しております。

特に特別支援学級の児童生徒数は16.4万人から35.3万人と2.1倍。通級による指導の利用者数は、7.2万人から18.2万人、実に2.5倍となり、増加が顕著となっております。

当然、この状況は比例して本町におきましても、同じ傾向にあるのではないかと考えております。

この発達障害はコミュニケーションに支障がある、自閉症やアスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害などの総称であります。

これらの障害にはコミュニケーションが取りづらい、集中力が続かない、読み書き計算が極端に苦手などの症状がありますが、必ずしも知的障害を伴っているとは限りません。わかりにくい障害のため、障害があることが理解されにくく、成人後に初めて本人や周囲が気づくケースや社会生活に馴染めないケースもあると言われてお

ります。

こういった現状を踏まえ、2005年に、発達障害者支援法が施行されました。発達障害を定義し、早期発見の促進や、国、地方自治体の支援に関する責務などを定め、その後、実効性を強化するために、2016年5月に法改正が行われております。

発達障害という名称については、多くの皆さんに知るところとなり、障害に対する理解も少しずつ広がってきております。そこでまず、現段階においての本町におけるこの発達障害児への支援状況について、伺いをしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

松浦議員のご質問にお答えをさせていただきます。この発達障害、あるいは発達障害の疑いがある子供さん、この個別支援につきましたの佐川町の取り組みをお答えをさせていただきます。健康福祉課の福祉の観点からですね、ご回答させていただきたいと思います。

発達障害、あるいは疑いのある子供の早期発見、まず、これにつきましたは、佐川町の取り組みとして、乳幼児の段階で、発達相談事業というものがございます。

これについては、発達障害の臨床、こういったものを専門とする臨床発達心理士の方にですね、個別に契約をして、1歳6カ月児健診、それから3歳児健診、そしてその後のフォロー、あるいは保育所の訪問。またカンファレンス等におきまして、行動観察や必要な助言等をいただいております。

この事業につきましたは、県内の市町村の取り組みを参考にして、平成24年度から町独自でですね、実施をしております。年々充実をしながら本年度はですね、この臨床発達心理士の方に、合計37回のご助言をいただく予算を町として組んでおります。

また保育の現場ですけれども、保育の現場では、障害児保育事業というものがあまして、これは加配保育士の配置、こういったものを現場の保育士さんと健康福祉課の保健師が協議をした中で、町内保育所と、そういった協議を通じてですね、現場と現場の保育所と、健康福祉課の子育て支援係、あるいは保健師等が子供の状態の把握、情報共有をしております。

それから健康福祉課の母子保健、母子保健の担当の保健師につきましたは、これは障害福祉サービスを使う子供さんについてですね、同じ健康福祉課の中にあります障害支援係、こういったところ、あ

るいは障害児相談支援事業所というものが、社会福祉協議会が運営しておりますが、そういったところと連携をして、障害福祉サービス、こういったものの利用を通じて常時子供さんの発達の状況とか、支援、こういった連携を取れる体制をとっております。

なおですねこの佐川町においても、発達障害、あるいは気になる子供さんの数は、議員ご指摘の通り、増えております。

令和4年度ですね、これ障害福祉サービス、障害児に係る障害福祉サービス。例えば放課後等デイサービス、あるいは発達支援、児童発達支援。こういったですね通所のサービスの決算額が、令和4年度で5,800万円となっております。

これは5年前の平成30年度と比較して約3倍ということで出しておってですね、そういった状況もですね、実態として、現れているというふうに考えてます。

以上のようなことで、ですけれども健康福祉課福祉の部門ではですね、関係機関と連携をしながら、あるいは小さいときからですね保護者のご理解をいただきながら、支援を行っているところでございます。以上です。

11 番（松浦隆起君）

今現状の支援等についてご答弁をいただきました。健康福祉課において様々な観点から取り組みをしていただいているということはわかりました。

ただそれが現実に即して支援に実際の支援につながっているかといえそうじゃない部分も今出てきているのではないかなということも感じております。

少し話を進めていきたいと思いますが、この国の調査しました、通級の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援のあり方に関する検討会議の報告によりますと、令和4年の調査では、通級の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする生徒数の割合は、小中学校で実に8.8%になっておりまして、すべての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性があると言われております。

こういった現状を踏まえまして、この検討会では様々な取り組みを提言し、国は発達障害児支援に向けて具体的な支援を行っております。

その中で2点について提案をさせていただければと思いますが、

まず1点目が、地域障害児支援強化体制、地域障害児支援体制強化事業であります。これは国の補助事業として市町村が実施をする場合は国が2分の1、市町村が4分の1の割合となっております。この事業の概要としては、児童発達支援センターの機能強化とあわせ、巡回、巡回支援専門員の整備であります。

巡回支援専門員は、保育所等に巡回支援を実施し、障害がすいません。

ちょっと不規則発言。

議長（西森勝仁君）

休憩します。

休憩 午前9時20分

再開 午前9時21分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番（松浦隆起君）

はい。そしたら少し戻って続けますが、この地域障害支援体制強化事業の概要は、児童発達支援センターの機能強化とあわせまして、巡回支援専門員の整備であります。

この巡回支援専門員は、保育所等に巡回支援を実施し、障害が気になる段階から、支援を行うための体制整備を図り、発達障害児の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進するものであります。

先ほど課長の答弁の中でこれに似たようなご報告もあったかと思いますが、県内では、この制度を行っているのは、高知市、南国市、土佐市、そして須崎市、いの町におきましてこの巡回支援専門員を実施しております。

2点目が、家庭教育、福祉推進連携推進事業であります。発達障害児等の支援については、この行政分野を越えて、地域での切れ目のない支援が必要不可欠となっており、特に福祉の分野と教育現場、そして家庭の連携が重要だと言われております。私もその重要性を感じているところでありますが、本町における現場の声をお聞きしますと、まだまだこの福祉と教育の連携がうまくとれていないのではないかという認識を持っております。

そこで具体的内容に入る前にこの教育委員会、学校現場、そして健康福祉課の連携について、現状の認識についてそれぞれお伺いをしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省吾君）

お答えをさせていただきます。この福祉部分と福祉部門とですね、教育の部分の部門の連携というところにつきましては、特に学校に入るとき、そういったところについてのですね、情報共有とか連携とか、そういったところについては、まだまだ課題があるのではないかというふうに感じております。以上です。

教育長（濱田陽治君）

はい。健康福祉課とも連携をとって教育委員会も一生懸命やっておりますけどもまことに課題が大きいものと認識しております。

11 番（松浦隆起君）

課題が大きいという今教育長のお言葉がありましたが、これは現実の中で、今非常にそういったことが現場で見られている状況があります。今、課長から入学時に、のところが少し弱いのではないかとというお話やであったと思いますが、入学時だけではなく、大事なところは入学後の、そのご家庭の福祉の分野からの支援、学校との連携、そこがなかなか、できていないところがあるのではないかと、いうふうに思っております。

その意味で今回この部分も取り上げをさせていただいております。

厚生労働省と文部科学省において、この家庭等教育と福祉の連携トライアングルプロジェクトというのをこの両省が立ち上げまして、一層の連携の推進を図るというふうにしております。

この連携推進事業の具体的内容としては、教育福祉の連携を強化し、障害のある子供とそのご家族の地域生活の向上を図るため、家庭教育、福祉をつなぐ地域連携推進マネージャーを市町村に配置し、まず1点目に、教育と福祉の連携を推進するための方策。2点目に、保護者支援を推進するための方策のこの2点の連携方策を実施するものとされております。

一つ目の方策としましては、教育委員会、福祉部局、本町であれば、健康福祉課ですね、学校、障害児通所支援事業所等の、関係構築の場の設置等、障害福祉制度の周知を図るための福祉部局と教育委員会等による合同研修を行うというふうにしております。

この一つ目の国の方策の中の、学校現場、また福祉の実際のそう

いう関係構築の場というのが非常に大事なのではないかなというふうに認識をしております。

二つ目の方策としては、保護者支援のための相談窓口を整理し、ハンドブックの作成を行うとしております。ちなみにこの連携推進事業は、今県内におきましては、安芸市、において実施がされております。これらの取り組みは、本町においても非常に重要なものだと感じております。

現実の中でこの発達障害は早期発見とともに、学校へ入学後、様々なそういった事象の中で、教育現場とそして健康福祉課がともに連携をしながら、情報交換しながら、その子供さんも含めて、家族ごと支援をしていくというそういう体制が構築をされるべきであるし、今必要にされてるというふうに思います。

大事な視点は行政側がいかに寄り添って、一つのチームとなって支援をできるかどうかという点だと考えております。ぜひ本町におきまして、教育委員会、また健康福祉課がしっかりと、タッグを組んでチームを組んで、発達障害児の子供さん、またそのご家族への包括的な支援に取り組んでいただきたいと思います。

先ほど申し上げました国の支援の取り組みにつきまして、お伺いをお伺いをしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。松浦議員がおっしゃっていただいた課題そういったことについてはですね、大変重要だというふうに課題の取り組みについてはですね、重要だというふうに考えております。

国が事業として行っているこの連携事業、こういったものを安芸市が行ってるということもお伺いをいたしました。

それから佐川町においてはですね今まで福祉教育ということで、現場の実情、そういった経営経過をですね、踏まえながらやってきた事業がございます。

こういった事業を通じて先ほどちょっと課題として申し上げました、そういった連携のところ、学校上がる時、それから学校においでる時、子供さんそれからご家庭への支援というところを、これはですね福祉と教育とそれぞれ持つ、持てる分野がありますけれども、これがそれぞれに単独で行うのではなくて、連携をしながら、やはり子供さんの将来のために、どういうふうにしていくかということ

は、同じ目的だというふうに考えますので、この事業も研究をしながらですね、佐川町にあった取り組みを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

教育長（瀨田陽治君）

はい。現状ですね、教員の中には専門的な免許を持っておるものが、現実、町内はおりません。そういう状況の中でですねたくさんの予算を議会にもご承認いただいて様々な事業やっておりますけれども、今の現状で関係を作る場となりますとですね、個別の事案について、健康福祉課さんと協議をしながら手探りでやっているという状況がございます。

あと相談窓口についてもですね、保護者さんにしてみれば、健康福祉課さんに行って相談をしました教育委員会に来て相談しと。いう同じようなことにでも相談するとか、いうようなことも出てきておると思っています。現実に出てきております。

そういうことを考えますと、このところの体制を構築するという連携をシステムティックにやっていくということは非常に大事な今の時期にかなったことかなと思っています。以上です。

11 番（松浦隆起君）

はい。ぜひ今、教育長からも答弁いただきましたがそういったことを常に話し合える、そういう場をぜひ体制として作っていただいて、保護者の方、また地域の方が相談できる窓口、先ほど国の支援制度を例を申し上げましたが、そういったことをぜひ取り組んでいただきたいと思います。

地域連携推進のマネージャーでありますとか、それから巡回支援員等も含めてお願いをしたいと思います。

少し次に進みますが、発達障害児への支援において、忘れてはならない大事な点がそれは、先ほど何回か言いましたが、早期発見という点でございます。

その大事な取り組みの一つが、5歳児健診であります。先ほど課長の答弁で1歳3歳の中で見ていっているという、お答えをいただいておりますが、現在の本町の状況などを見る中で、その必要性というのを今すごく感じております。また現場の方からもそういったお声もちょうだいをしてしております。

先ほども紹介いたしました発達障害者支援法では、児童の発達障害の早期発見として、第5条に市町村の責務として、補償保険法に

規定する健康診査を行うにあたり、発達障害の早期発見に十分に留意しなければならないとあります。また第5条の2では、市町村の教育委員会は、学校保健安全法第11条に規定する健康診断を行うにあたり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならないとしております。特にこの母子保健法の学校へ入学前のこの健診が非常に大事でありまして、早期発見という意味では、この条文に照らしてもこの5歳児健診というのは早急に取り組むべきであるというふうに思います。

前回2007年にご質問した折には、先ほど課長からご答弁いただいたような答弁で、それぞれ保育所の先生方が見ておられる。また、1歳3歳児等で見えておりますと、その中でやっているの、特に5歳児健診は今の段階ではというご答弁であったと思います。

ただ、そういったことの取り組みの中で、今の現状がある発達障害児の方が年々先ほど課長も言われたように増えてきている。そうになると、しっかり、今までやっていない取り組みをやる必要もあるのではないかとこのように思っております。

現在、乳幼児健康診査は、母子保健法第12条及び第13条の規定によりまして、市町村が、乳幼児に対して、行っておりますが、現在の健康診査実施の対象年齢はゼロ歳、1歳半、3歳であり、そのあとは就学前健診になります。実はこの3歳児健診から就学前健診までのこの期間の空きすぎ。これが特に近年増加している発達障害にとって重要な意味を持っていると、専門家の方は言われております。なぜかといいますとこの発達障害は早期発見、早期療育の開始が大変重要と言われている中で、5歳児程度になると、健診で発見することができる。

しかし、現状では就学前までの健診の機会がなく、ようやく就学前で発見されたのでは遅いと、学校へ入ってから学校の健診の段階ではもう少し遅いというふうに言われております。

発達障害の対応が遅れるとそれだけ症状が進むと言われております。また就学前健診で発見されても、親がその事実を受入れるのに時間がかかり、適切な対応策を講じることなく、子供の就学を迎えるために、状況をさらに悪化させてしまっているといった現状もあります。こういった現状を踏まえて、5歳児健診に取り組んでいる自治体が全国には多数ございます。

取り組みを行っている自治体では、例えばある町では、幼稚園や

保育園を通じて、保護者が記入した問診票を提出をして、問診票を元に、支援が必要と思われる子供について、臨床心理士や発達障害支援指導者などの発達支援スタッフが各園を回って行動観察を実施をすると。そのあと発達検査を行い、子供の個性などを確認し、必要な支援を保育者、幼稚園の先生や保育士さんや保護者に提案をしていくと、またあわせて就学に向けて早期に小学校との連携も図っていくとされております。

また別の自治体では、5歳児健診を開始したところ、児童の発達状態が非常に気になるという保護者からの相談が非常に増加をしたと。そのことから、発達支援スタッフを増員をして、相談窓口を強化をし、これに伴いこの健診から発達相談、名称を変更しております。

発達相談は満5歳児を対象に年10回行われ、具体的には、集団で遊ばせて、行動面や情緒面に障害がないか、スタッフが観察をします。その後、観察結果と保護者就園先が記入した問診票をもとに、支援が必要と判断された場合は、教育相談員が、医療や教育などの各関係機関と連携をして、児童に適した支援を決めております。

またある町では、対象となるご家庭にすべてに案内状を送り、本町でいけばかわせみのようなところに、全員に集まってもらって、改質検査。すべての子供さんをその場で健診をしていくということをしているところもあるようです。このように取り組んでいる各自治体では、それぞれ発達障害の早期発見とその支援に向けて、各機関が連携をして取り組んでおります。

5歳児健診の最大の目的は、早期の発達障害に対する気づきであります。早期に気づいてあげて療育をすることで、就学の時には、かなり発達障害が改善をされて、入学をしていけると。そういった例も、本町でも最近私もお聞きをしました。

ですからこの5歳児健診、就学前に行い、そして5歳児健診の後、しっかり療育をしていくという重要性が今非常に現場の方からも求められているところであります。ぜひ本町でも、早期にこの5歳児健診、佐川の一番適したあり方で構わないと思いますが、取り組んでいただきたいと思いますが、この点についてお伺いをしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この母子保健法による健診という

ところで、5歳児健診を佐川町としても取り組んだらどうかというご意見、ご提案というふうに考えております。

先ほどもお答えの中で話をさせていただきましたが、この1歳半、3歳児の時に、発達相談ということ、佐川町として行っております。それから生まれてからですね、生まれたからというか妊娠のときからですねすべての子供さんご家庭、お母さん含めて相談支援、それからフォロー体制もとっております。

そういった中で、この直近の令和4年度についてはですね、就学前のご家庭について、何らかのフォローを母子保健の方がしているご家庭が3分の1に上っております。

これは当然発達障害の疑いのある子供さん。それから、そうでなくても、いろいろな不安や、そういったことを抱えている親御さん。そういったフォローをですね母子保健の方でやっております。

そういうことも含めて、今現時点で就学前とですね子供さんについてのフォロー体制が、できてないかということではないというふうに考えております。

そういったところでの発達障害のですね、早期発見とか、あるいは親御さんへの気づき、そういったものについて、今の事業を進めながらですね、あとはご提案にあった5歳児健診、そういったものをどういうふうに取り入れていくことが一番現実的なのか。

それから就学前健診、これへのつなぎ、これも教育委員会部局、これは学校保健法の管轄になりますので、こういったところへのつなぎ、そういったものを佐川町の実情としてどういうふうに通学前から、就学後、そういったところへの支援につなげていけるかというのはですね全体として、佐川町の良い姿を考えていきたいと思っております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

はい。課長がいわゆる就学前というのが何歳のことを言われているのかわかりませんが、6歳も5歳も就学前になりますが、多分、入学前のことではないかと思いますが、就学前と言われているのは、それでは遅いというのを今ずっと言わせていただきました。

3歳から就学前健診入学を前にしての健診、その間で一番顕著にあらわれ始める5歳の時に健診をすることが、必要だと。

今全国的にこの、その関連関係が、現実にはどうかというのは、私は証拠があるわけではありませんが、今発達障害の方がだんだん

増えてきているので、この5歳児健診に取り組んでいる自治体は増えてきておりますが、パーセント的にはまだまだそんなに多くあるというわけではありません。その部分がこの早期発見につながっていないのではないかと。

ですから先ほど課長からは、5歳児健診も含めて、佐川にとって一番いい方法をとということでありましたので、ぜひこの5歳児健診に取り組んでいくと、いうことを前提に検討を進めていただきたいと思います。

現場の声を聞けば、今の課長のような答弁には少しならないのではないかなと。本当に今日私はこの質問をすることも、ぜひ積極的に取り組むように、執行部の方にお願ひしますというエールをいただいて、この場に立たせていただいておりますので、5歳児健診を前提として、ぜひ検討していただきたいと思いますので、もう一度ご答弁ください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。現時点ではですねその前提をとということではございませんけれども、いろいろな現場、それから保護者の方、教育部門も含めてですね、検討させていただきながら、佐川町の良い一番いい形でですね早期発見につなげていきたいと思っております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

今るる述べてきて、この5歳児健診を前提としないのであればどんな検討されるんですか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。福祉部門ではですね、今やっております発達相談事業、こういったものをすべて気になるご家庭先ほど申しましたが、フォローをしております。

そういった中で診断が必要とか、そういった部分については個別に健診を受けていただくとか、あるいは先ほどの心理士にきちっと判断をして、療育福祉センターにつなぐであるとか、そういったことも体制をとりながら現時点ではやっておりますので、それを踏まえてですね、対応を検討したいと考えております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

大事な前提が課長の中には抜かってるんじゃないかなと思うんですが、今までのやり方で今現状があるんです。それを変えていくた

めには、新たな取り組みが必要になってくる。

ですから、課長が言うように、佐川に適したやり方、それ当然否定するものではないです。今の現状を見ていった時には、この5歳児健診というものの必要性を再度、課で検討して、必要性があるとなればぜひ取り組んでいきたいと。私はそういう答弁があってしかるべきではないかなと。実際に困っている子供さんご家庭、また現場の方の声が耳に届いているのであれば、そういうお答えになると思うので、もう一度ご答弁ください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。私の答弁がちょっと何て言うか、誤解を招いたようなことで申しわけございませんが、5歳児健診をですね、否定しているわけではございませんで、課の中でも当然、5歳児健診の目的であるとか、そういったところも踏まえてですね、早期発見といいますか、そういった方につながる体制、こういったものをですね、検討していきたいというふうに考えておりますんで、5歳児健診を前提としてまではなかなか言いづらいですけれども、そういうことも含めてですね、体制をとっていきたいというふうに重ねて申し上げます。以上です。

11 番（松浦隆起君）

ぜひ今の今までの現状でわかりやすく、こういう言い方が正しいかどうかわからないので避けてましたが、成果が出てないわけですよ。わかります。ですから、5歳児健診をやらずにこの10何年間来て、今現状、発達障害の子供さんが増えてきている現状にある。で、それを何とかいい方向に持っていきたいっていう声が、私のもとにも届いてる。ですから、もう答弁求めませんから安心して聞いていただければと思いますが、5歳児健診というのをしっかり視野に入れて、また、本当の今の現場の先ほど学校現場との連携というお話しましたが、学校現場の声も聞いていただいて、ぜひ進めていただきたいと思います。

厚生労働省が作成をしている、軽度発達障害児に対する気づきと支援のマニュアルには、これ課長が読まれたことがあるかどうかわかりませんが、こういう箇所があります。

最近では自閉症、注意欠陥多動性障害、学習障害といった状態の子供たちが多く、小児科などの外来に受診をします。

そしてこれらを背景として、学校不適応を起こしている子も少な

くありません。学齢期に起こしてくる二次的な不適応を防ぐには、幼児期のうちに、保護者や保育士などが子供の特性に気づき、適切な支援策を講じることが何よりも大切であろうと思われます。この、子供たちの特性の気づきを、ぜひ5歳児健診という形で進めていただきたいというのが、私の今回の主旨でありますので、すべての子供たちのために、ぜひ早急に、検討していただきたい。実現がなければ、何度でもお話をさせていただきたいと思っております。以上でこの質問については終わりたいと思います。

3点目に小・中学校体育館へのエアコン設置の取り組みについてお伺いいたします。具体的には、災害時の避難所機能強化と、学習環境の改善を目的とした、体育館への空調設備の設置についてお伺いをいたします。

近年、熱中症で亡くなる人が後を絶たない状況でありまして、熱中症による緊急搬送者数は、昨年5月1日から5月21日の間で、1,042人でありましたが、今年は同期間で倍以上の2,566人に上っております。これは深刻な問題となっております、国をあげた取り組みが不可欠となり、5月に初めて閣議決定をされました熱中症対策実行計画では、2030年までの目標として、5年間平均で1,295人だった熱中症による死者数の半減を目指すことが柱となっております。

併せて自治体には庁内体制を整備し、自主的かつ主体的な熱中症対策を推進するように求めています。こういった現状の中、学校における子供の熱中症を防ぐための取り組みも大変に重要でございます。子供たちを熱中症から守る目的で、国が推進した公立小中学校の普通教室へのエアコン整備は、本町でもすべて終了しておりますが、昨年9月の時点で、全国の設置率は95.7%に上っております。

ただ、体育館の設置率は11.9%にとどまっており、自治体が導入をためらう背景には、多額の財政負担などがあると見られておりますが、避難所の環境改善に向けて、国も様々な支援体制を設けており、それぞれ活用しながら導入を進めている自治体が全国に出てきております。

学校体育館は、地域の避難所に指定されておりエアコン設置は、授業中の熱中症などの健康被害を防止するとともに、災害時の避難生活の質の向上にもつながるものであります。

万が一、真夏や真冬に大規模災害が発生し、避難所への避難を余

儀なくされた場合、エアコン設置がされていない状態では、長期間の避難生活は不可能ではないかというふうに思われます。そういった観点からも、本町においても、拠点避難所でもあります小中学校の体育館へのエアコン設置は、近年の気象状況からみましても、必要不可欠なものではないかと考えております。

ぜひ、国の支援制度を活用しながら導入を進めていただきたいと思います。

そこで、体育館へのエアコンの設置をしている、各自治体が活用をしております各所の支援策を例として申し上げたいと思います。

まず総務省の緊急防災減災事業債、いわゆる緊防債と言われるものでありますがこの緊防債は、指定避難所になっている学校体育館のエアコン設置費用の資金調達にも自治体可以利用できる地方債でありまして、返済金元利償還金の70%が国からの地方交付税で措置をされ、自治体の実質的な負担は30%で済みます。ちなみにこの緊防債は2020年度までの事業とされておりましたが、今2025年度までに延長をされております。

次が、地域の脱炭素化を支援する環境省の地域脱炭素移行再エネ推進交付金であります。この交付金は従来の空調機器から30%以上の二酸化炭素の削減効果がられるエアコンなどを対象に、設置費用の2分の1を助成するもので、そして最後が文部科学省の補助制度であります。

文部科学省はエアコンの設置加速へ向けて、小中学校体育館などへのエアコン新設費用を、今年度から従来の3分の1であった国庫補助率を2分の1に引き上げております。この補助の対象となる費用には、エアコン設置に加え、屋根や壁、床などへの断熱工事の費用も含まれております。体育館へのエアコン整備においては、その断熱性が低く、光熱費、のちのちのランニングコストの負担が大きくなってくる。この断熱工事によってその低減が期待をされており、その意味では、この文科省の補助制度は、その点を加味をしたものと言えます。この補助率の2分の1への引き上げは、これも2025年度まで続く見通しのようであります。

以上、国の支援制度を申し上げましたが、ぜひ、どの補助金、また起債が有利なのかを検討していただいて、拠点避難所でもあり、本町の大事な子供たちの学びの場でもある体育館へのエアコンの設置を進めていただければと思います。以上の点についてお考えをお伺

いをいたします。

総務課長（片岡和子君）

松浦議員のご質問の方にお答えをさせていただきます。

私の方からは避難生活の観点からちょっとだけお話をさせていただきましたと思いますが、議員さんがおっしゃってくださいましたように、近年のこの夏場の気温上昇に伴います熱中症の心配っていうことは本当にすごく大きな問題と考えておりまして、特に避難の方が長期におよんだ場合には、避難者の方の健康を保ってより快適に避難所生活を送っていただけるための対策は大変重要なものであるとは考えております。

現在のところ議員さんにいろいろ財源の話であったりとか、お調べいただいて恐縮しておりますところですが、実際現在のところ設置の計画はしておりませんが、他の自治体でも整備を実施しているところがあるということで、これから先進地の方でどういった、空調設備などを導入しているかが財源の話、お話なんかも踏まえまして、教育委員会とも連携しながら、この設置につきまして、内部で協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

11 番（松浦隆起君）

はい、今、計画はないという課長の答弁でしたが計画がないので今回質問させていただいておりますので、学校の現場の方からも、非常に高い費用がかかるので、遠慮してる部分はあるんでしょうが、本当に今のこの気象の中では、本当はあった方が子供たちのためにも、また、避難所として考えたときにも必要ではないか。

またその避難所、学校の教育だけではなくて、地域行事などにも使われている。そういった時に特に高齢者の方が参加される行事等では、非常に心配をされる場面があると、そういったことも声が届いておりますので、先ほど申し上げましたようにこの起債や補助を、今のところ 2025 年、あと 2 年ぐらいしか、時間がありませんので、利用するとすればですからぜひ早急に検討をいただければと思いますが、これ大きなお金がかかることですので、予定をしてなかったかもわかりませんが、最後に町長の見解をお聞きしたいと思います。

町長（片岡雄司君）

改めましておはようございます。松浦議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問のとおりですね、災害時の指定避難所であります体育館への空調の整備は近年の地球温暖化を考えますと、本当に必要であろうと考えております。また文化センター体育館におきましては社会体育の皆さんも、高齢者の方々も使っていただいておりますので、必要ではないかと考えております。

また先ほど松浦議員がおっしゃっていただきました補助制度については、私も一定理解をしております。私が教育委員会の時代にですね、文化センターの体育館への空調整備について、必要であるということを提案させていただきまして、調査をさせていただきましたが、当時で6千万ぐらいかかると。ほどの工事でありました。

費用があると、かかるということでした内容につきましては、一定みなさん、また松浦議員も理解していると思うんですが本当にもう、空洞のような状況でですね、当然冷やす暖めるとなりますとですね壁を断熱材で覆ったり屋根も覆う必要があるということ電気設備においてもかなりの大きい規模の設備が必要であると聞いておりました。

このことにつきまして町内小学校、小中学校の体育館に空調を設置するには、今の時代の物価高騰等も考慮しますと、文化センターより大きい体育館は小中学校は持っておりませんが、1施設当たりですね少なくとも6千万円から8千万円ほど必要じゃないかと考えております。

佐川町は加茂の小中学校合わせますと、小学校が5校と中学校が3校ありますので、先ほど松浦議員もおっしゃっていただきましたが、非常に財政的にですね、大きな予算も伴いますので、どこどこに必要といいますかそしてですね、子供たちに温暖化の状況で体育館にですね空調をかけながら授業をするとか、そういったことも教育委員会の方ともね、しっかり協議をせんといかんなと思っております。

社会体育は別としましてですね、体育の授業で体育館に空調を入れてやるというのもこれからの時代必要、一定必要かもわかりませんが、そういったこともしっかりと協議をしていかなければならないと思っておりますので、今後教育委員会の方とも慎重に協議をさせていただいて、設置に向けての協議をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

はい。町長から丁寧にご答弁いただいております。

設置をするときにもお金がかかる。それからそのあとのランニングコストっていうのも一つの課題である。

現場の先生と先日もお話をして例えば体育館にエアコンを設置されたとして、気温が熱中症の危険になる気温になれば、スイッチを入れる。そうでなければ通常通りのスイッチを入れずに行うというのが通常になるのではないかと。そういったことを考えたときには、授業で使うことはそんなに、よっぽど熱中症のアラートが出るような時であればという話ではありました。

ですから、その、ランニングコストが考えてるよりかはかからないかもわかりませんが、一番の大事な私のところはやはり災害時に高齢者の方たちがそこで歩いて避難生活をするとなったときに、やはり必要になるのではないかとということでありますので、大きな予算がかかることですので、かといって必要であるという部分ですので、ぜひ早急に検討していただいて、もし、先ほど申し上げましたように、この年度 2025 年までという、時間がもう、どうせやるなら、利用しないといけないので。それも含めて検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、11 番松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで 15 分間休憩します。

休憩 午前 9 時 56 分

再開 午前 10 時 14 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

引き続き、9 番、坂本玲子君の発言を許します。

9 番（坂本玲子君）

9 番議員の坂本です。通告に従いまして質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず1点目、マイナンバーカードと健康保険証についてお伺いします。

先日、薬局に行ったとき、オンラインデータを見ていいですかと聞かれました。私はマイナンバーカードを持っていませんので、データはないでしょうということ、いえ、あなたのデータもありますよとの答えが返ってきました。私はびっくりして、役場の担当者に聞きました。担当者は、県健康保険団体連合会に問い合わせ、投薬記録が見られるとの返答でしたが、後に実はそうではなかったとの訂正がありました。

町の担当者はもちろん、国保連合会でさえ、何が見られて、何が見られないかということをしちゃんと把握できていないことにびっくりしました。担当者を責めているのではありません。国の進め方が非常に早く、関係部局にさえ十分な説明がなされていないということは、異常なことだと思います。

まずお聞きします。高知県には高知あんしんネットが構築されています。このあんしんネットについてご説明をお願いします。

町民課長（山本壽史君）

改めましておはようございます。坂本議員のご質問にお答えします。

高知あんしんネットは、一般社団法人高知県健康医療介護福祉推進協議会が運営する医療介護情報を共有するためのシステムで、患者さん同意のもと、参加している医療機関や薬局、介護事業所などが共有する情報を相互に共有する、保有する情報を共有することによりまして、地域の方々が安心安全に医療サービスや介護サービスを受けられるような環境を提供しております。

このシステムを活用することにより、利用受診歴、検査結果、薬剤情報等を事業所間で共有することができ、迅速かつ適切な医療につながるとともに、不要な検査の防止や、重複投薬を未然に防ぐことが可能となります。

また、救急搬送や転院、施設間移動の際にもスムーズな連携が行われることが期待されております。以上でございます。

9番（坂本玲子君）

それはどうやってつながっているのでしょうか。

町民課長（山本壽史君）

お答えいたします。高知あんしんネットに参加を希望する県内の

病院、薬局、介護事業所などの施設は、同ネットに登録する必要があります。登録が終わりますと、同ネットに参加している施設間で相互に情報共有することができます。情報、情報を共有できる患者さんの情報につきましては、患者さんご自身の申し込み同意が必要となっております。

したがって、同意していない患者さんの情報については、施設間で相互に共有することはできないようになっております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

あんしんネットに入っている本人同意がある患者さんをどうやって調べますか。

町民課長（山本壽史君）

はい。お答えいたします。高知あんしんネットに情報の登録に同意しますと、「KAN」と書かれましたシールが配布されるようになっております。このシールはご自身の診療情報等を登録することに同意をしたことを示す目印のシールであるため、健康保険証に貼り付けるようになっております。シールが張られた健康保険証を提示することによりまして、高知あんしんネットに登録されていることが確認できます。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

今お聞きしますと、現実的にマイナンバーカードでなくても、健康保険証で利用とか受診歴、検査結果、薬剤情報がわかるシステムができているということですね。

町民課長（山本壽史君）

お答えいたします。高知あんしんネットのシステムは、マイナ保険証とは全く関係ございません。

高知県内で、高知県内で安心高知あんしんネットを利用することによって、マイナンバーカードの保険証利用で確認できる内容とはほぼ同じ役割を果たしていると考えております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

実は高知あんしんネットは、カルテや検査結果も見られると聞いています。マイナ保険証では、今、レセプトだけですので、カルテや検査結果は見られません。本当にこの健康に特化したもので、病気がちな高齢者には有効なものではないかと思います。

国はマイナス保険証で国民の健康を守ると言っていますが、現実的には健康保険証でもできるということだと認識をしております。

さて、マイナンバーカード、マイナ保険証についてお伺いします。
オンライン資格確認等システムには膨大なデータが入っていると聞いていますが、どんなデータが蓄積されているのかお伺いします。

町民課長（山本壽史君）

お答えいたします。被保険者番号等資格情報、特定健診情報、薬剤情報、手術情報を含む診療情報等が管理されております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

今、オンライン資格確認等システムを使うと、マイナンバーカードの保険、マイナ保険証では一体何がわかり、健康保険証では何がわかるのでしょうか。

町民課長（山本壽史君）

はい。お答えいたします。マイナンバーカードを利用した場合、資格確認資格情報の確認、また、本人同意があれば、過去の手術情報、過去の手術情報、手術以外の診療情報、及び薬剤情報、特定健診情報、また、高額療養費制度の適用区分をあらわす限度額情報を医療機関、薬局は閲覧することが可能となります。

健康保険証を利用した場合は、資格情報の確認、また本人同意があれば、限度額情報を閲覧することが可能となり、診療情報や薬剤情報、特定健診情報は閲覧することができません。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

マイナ保険証を活用することのメリットは何でしょうか。

町民課長（山本壽史君）

お答えいたします。被保険者側のメリットとしましては、高額療養費制度の適用区分をあらわす限度額適用認定証の情報について、医療機関、薬局で閲覧が可能となりますので、加入している保険者への申請が不要となります。

また、特定健康健診情報、薬剤情報、診療情報について、医師や薬剤師等、特定されたもののみ閲覧可能となりますので、正確な情報が共有され、よりよい医療が受けられるようになります。

これらにつきましてはすべて本人の同意が必要となりますので、同意があれば、医療機関薬局で閲覧が可能となります。さらに転職、転居等による保険証の切り換えや更新が不要となります。

以上のことなどがメリットとして示されております。以上でござ

います。

9 番（坂本玲子君）

どれくらい過去の診療、投薬の記録が、オンライン資格確認等システムを使うと、別の医療機関、薬局で確認できますか。

また、受診後すぐの確認は可能でしょうか。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えいたします。特定健診情報は、令和2年度以降に実施し、医療保険者等が順次登録した5年間分の情報が、薬剤情報につきましては、令和3年9月診療分以降のレセプト情報を基にした3年分の情報が、また、診療、診療報酬診療情報は令和4年6月以降に提出されたレセプト情報をもとに、3年分の情報が参照可能となっております。なおレセプト情報につきましては基本的には診療行為が行われた翌月の中旬ごろにデータが登録されますので、その頃から閲覧可能となります。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

診療情報はレセプトでの確認ということで、カルテではないので、例えば検査をしたことはわかっても、検査結果まではわからないということですか。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えいたします。レセプトは、診療報酬明細書のことを言いますので、医療機関が各保険者へ医療報酬を請求するための点数等が記載された明細書であり、カルテに記載された内容を基に作成するものではありませんが、検査結果までは記載されていないと思われまます。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

このオンライン確認、資格確認等システムのデータはどっから出ていますか。

町民課長（山本壽史君）

はい。お答えいたします。データにつきましては、社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険中央会により共同で組織される、医療保険情報提供等実施機関が管理しております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

ということは、医療機関が診療報酬請求時に出す書類を集約している中央団体が集約して提供をしているということですね。

町民課長（山本壽史君）

はい。お答えいたします。そういうことになります。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

そのオンライン化、資格確認等システムを活用すれば、現行の保険証でも、システムのプログラムをもし変えれば、可能だと思いますか。

町民課長（山本壽史君）

はい。お答えいたします。マイナ保険証では、顔認証つきリーダーカードでマイナンバーカードに附属している電子証明書のデータを読み込み、オンライン資格確認等システムにその情報を送り、資格確認を行うこととなります。

現行の保険証にそのような機能を持たせれば可能ではないかと考えられますが、現段階におきまして、このオンライン資格確認等システムの構成など、詳細なことを、詳細な情報を得ることができませんでした。

申し訳ございませんが後日確認でき次第、ご説明するようにいたしますのでご了承いただきたいと思います。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

市町村でも確認できないことが様々あるようですが、この今マイナ保険証は、もともとは国保等、支払基金のデータですので、普通に考えて、今、そのプログラムさえ変えればできることは明らかで、現にそのデータを使って高知県の高知あんしんネットは実行しています。

で、高知あんしんネットでもできるっていうことは、プログラムを変えればできるということだと思いますので、それは何らかの意図があって、見えないようにしているのではないかと考えられます。

その情報、今、国がやろうとしているマイナ保険証が、そのマイナ保険証でなければならない理由、マイナンバーカードではできて、健康保険証では絶対できない、ていうことは何だと思いますか。

町民課長（山本壽史君）

はい。お答えいたします。先ほど申しましたが、オンラインによる資格確認につきましては、マイナ保険証では、顔認証つきリーダーで、マイナンバーカードに附属している電子証明書のデータを読み取り、オンライン資格確認等するためにその情報を送って、資格確認をすることとなります。

また、現状現行の健康保険証では、受診した場合は、医療機関等の窓口の職員が、その記号番号をシステムに入力し確認することとなります。オンラインで資格確認ができるという意味では、マイナ保険証健康保険証の間に機能に違いはないかと考えられます。

しかしながら、顔写真のない健康保険証よりも、ICチップに保存されている顔写真とカードリーダーで撮影した顔を照合するマイナ保険証の方が、確実な本人確認ができ、他人の不正利用を防ぐことができるということが理由の一つであると考えられております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

一番が、そういう本人確認がしやすいと。そういうことでなしすましの不正防止ができるというふうに受け取りました。

このなりすましの不正防止は、不正なりすましによる事故は年間どれぐらいある、ありますか。

町民課長（山本壽史君）

はい。お答えいたします。5月19日の参議院地方創生デジタル特別委員会におきまして、国保では2017年から22年までの5年間で50件のなりすまし受診や、健康保険証券面の偽造などの不正利用が確認されていると、厚生労働省が説明をしております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

17年から22年間で50件ということは年間10件程度ですので、大した数字ではないんじゃないかと。

例えば銀行では、高額引き出しをするときに、免許証で本人確認をしたりします。別の書類で本人確認をする手立てをすれば、それは防ぐことができます。そう思いませんか。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えさせていただきます。別の書類、書類で本人確認をするとなりますと、健康保険証プラス顔写真入りの免許証等になるかと思われます。

また、他の方法でとなりますと、医療機関の管理システムにおきまして、本人の顔写真を登録しておいて、受け付け時や診察時に確認を行うことなども一つの方法ではないかと考えております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

今のままでは、健康保険証では見られない情報があるが、実際は今の保険証で十分できるシステムを、マイナ保険証を推進するためにわざと健康保険証で見られない情報を無理やり作っている感じがしています。関係機関でさえも十分わかっていないシステムです。

マイナンバーカードの普及を強引に進める国のやり方に、不信を覚えています。課長はこの点にどんなに感じておられるでしょうか。

町民課長（山本壽史君）

お答えさせていただきます。国が進めるマイナンバーカード普及促進のやり方につきましては、自治体側の視線で言わせていただきますと、普及率の高い自治体に対し、地方交付税の配分を優遇する措置に関しましては、疑問を感じております。

マイナンバーカード取得はそもそも個人の意思によるものであり、強要するものではございません。普及率が悪いからといって自治体にペナルティーを課す方法については疑問を感じております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

ではマイナ保険証のデメリットは一体何なのか、お伺いします。

町民課長（山本壽史君）

はいお答えさせていただきます。マイナ保険証のデメリットにつきましては、国は明確なものは示しておりません。

あくまでも一般的に言われているデメリットとなりますが、一つ目に利用できる医療機関が限られていること。2023 年 8 月現在、現在、マイナ保険証が利用できる医療機関、薬局は全体の約 8 割という結果が出ております。

続きまして、マイナンバーカードの有効期間が切れていると、健康保険証として利用ができません。三つ目に、システムの不具合が仮に生じた場合、利用できないことがあります。そして、紛失した場合、再発行に時間がかかります。

現在マイナンバーカードの発行には約 1 カ月ないし 2 カ所月の時間を要しております。そういうことが挙げられております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

これ、本当に様々なデメリットがありますが、それ以外にも例えば介護福祉施設では、高齢者が自分で管理をなかなかしにくいとか、動くことが困難な人にとっては、その取得が困難、難しいとか、い

ろんな情報漏えいに対することにも、絶対ないとは言えない、言えないし、現に今誤入力をされたものが、ものによって、他の人の情報が見れたというふうな案件が出ております。

国は、来年秋には現行の保険証を廃止し、マイナンバーカードの保険証でない人には資格確認書を申請により発行、有効期限が1年と言っていました。しかし、医学会から批判が相次ぎ、不備が指摘され、国の迷走が続いています。

確認書の有効期限を、5年を上限に保険者が設定できるように改めました。また、申請しなくとも発行するとも言っています。

町として、この国の動きについてどのようにお考えでしょうか。

町民課長（山本壽史君）

はい。お答えさせていただきます。関係機関からは、このような資格確認証、現行の保険者とどこが違うか、違うのかという疑問の声も出てきております。

市町村の立場としましては、国の決定の方針に従うこととなりますが、資格確認証の発行に当たりましては、マイナンバーカード利用者と資格確認証の交付者の、整理など発行に関する事務量を考えると、負担が増えることが予想されております。

したがってこのことに関しては非常に不安を感じております。

国には十分な対策を行っていただき、国民の不安払拭に努めていただき、国民が納得し、安心してマイナ保険証利用できる、信頼性のあるシステムにすることが一番大切なことと感じております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

本当に私もそう思います。ぜひ不安のない制度にするべきだと思いますし、またマイナンバーカードを健康保険証として登録する際に、マイナポータル利用規約に同意しますが、その利用規約には次のように記載されています。

マイナポータル利用規約第26条、マイナポータルの利用にあたり、利用者本人または第三者がこうむった被害について、デジタル庁の故意または重過失によるものである場合を除き、デジタル庁は責任を負わないものとします。と書かれています。

つまり、マイナ保険証を利用し、する際に何らかの損害をこうむったとしても、デジタル庁はすべての責任を負いませんということだと私は、理解しました。

誤登録とか、機械の故障とかマイナンバーカードの破損、紛失など、すべては責任は利用者にあるということです。

お医者さんにもこのオンライン資格確認等システムと、そういったデータが役に立ちますかというふうにお伺いしました。そしたら、薬剤情報は使うけれどもそれ以外はあんまり役に立たないと思うということでした。

そのお医者さんの言うことには、心配なのは情報漏洩で、もし情報漏洩すれば、医療機関の責任になるのではないかと、国の機関さえハッカーの攻撃を受けている時代なのに、どう防衛すればいいのか、そういった場合誰が責任をとるのか。というふうな疑問をお持ちでした。それについてはどうでしょうか。

町民課長（山本壽史君）

お答えさせていただきます。今議員がおっしゃられたようなことは、全国の医療機関等で行われたアンケート調査においても、資格確認等システムも、導入することにあたって一番不安なことは何ですかということに対して、やはりこのセキュリティーの問題があるというような回答が多く、関係機関からは示されております。

システムを使用しているそれぞれの機関では、国が示すセキュリティーに関するガイドラインに沿って対策を講じなければならないと定められております。その上で、情報漏洩が起こった場合、国に報告した上で、それぞれの機関が管理している責任範囲で責任をとるようになるかと思われまます。

なお、オンライン資格確認等システム利用規約には、情報伝達の責任分が移行しまして、実施機関、実施機関とは、支払基金、国保中央会になりますが、実施機関の責任範囲は、サービス利用者、医療機関等になります。

サービス利用者からのその紹介要求等をオンライン資格確認システムで処理してから、当該照会に対し、患者さんの資格情報等を送信し、その情報がサービス利用者の末端機器に達するまでと書かれております。

実施機関の責任範囲で起こったものにつきましては、国で責任を持って責任を持って対処して、いただくべきだと考えております。

以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

本当にですね何かあった時にはぜひ国に責任を持って対処してい

ただきたいと思います。

医療機関の責任とされると、お医者さんにとっても制度導入に不安があるのは当然です。役場の方にも聞きました。

マイナンバーカードは5年ごとに電子証明書の方針が必要で、10年ごとにカード自体の更新が必要となっています。

今の発行にかけている手数を5年ごとに行わなければならない。資格確認証の発行にもマイナ保険証を取得している人を調べ、さび分けてしてない人だけに送るのにも、多大な時間がかかります。複雑な仕事となり、大変になるのではないかと心配しています。それについてはどうでしょうか。

町民課長（山本壽史君）

はいお答えいたします。マイナンバーカード関連事務を行うため、事務量が増大し、現在、会計年度任用職員を雇用して対応しております。同時期にカードを取得している方が多いために似たようなタイミングで更新事務が集中することになれば、これが5年ごとに繰り返すこととなりますと、事務量は増大すると考えております。

また先ほどもお答えしましたが、資格確認証発行に係る事務につきましても、事務量が増大することが考えられ、非常に不安を感じているところでございます。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

本当に行政にとっても仕事量が増えて、複雑になっているいろんなことと大変なことがあると思います。国はマイナ保険証を選択しても、登録を解除できるとも言っています。先日も別の人にひもづけされた人が千人以上いるという報道がありました。

今マイナンバーカードを取得している人も不安を覚え、返納している人が続出しているというふうな記事があります。それについてはどのようにお考えでしょうか。

町民課長（山本壽史君）

はい。お答えいたします。マイナンバーカードと健康保険証のひもづけの誤登録につきましては、基本的にヒューマンエラーにより起こるもの起こっているものであり、現在国県により、データの総点検、また、今後は修正作業の実施について、各保険者に対し指示が出されております。

まずは、早期に誤登録の修正等を行い、正しい運用のもとで、対応が早急に求められております。また保険者は、迅速かつ適正なデ

一タ登録を行い、誤登録の再発防止に努めなければなりません。

そして、国は国民に対し、丁重な制度を周知し、いろいろな方法が利用しやすいよう、制度の検討を行い、国民の理解がえられるよう努めなければならないと考えております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

ところでマイナンバーカードを取得するときに、2万円相当のポイントもらっています。もし返納した場合、その2万円は返還しなければならないのでしょうか。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えいたします。取得しました2万円相当のポイントは返還する必要はございません。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

ところで、そのマイナンバーカードやマイナ保険証発行にかかる、国や県、町の経費はどれぐらいですか。

町民課長（山本壽史君）

はい。お答えいたします。国費につきましては県の方にも確認をとりましたが、明確なデータを得ることができませんでした。

県費につきましては、県はカード発行に直接関与してないため、普及啓発にかかる経費のみとなりますが、令和3年度決算額で1,001万4千円、令和4年度の予算額で3,695万8千円となっております。

また、町費としましては、マイナンバーカード交付事務費、国庫補助金ベースとなりますが、令和元年度13万円。令和2年度59万1千円、令和3年度105万3千円、そして令和4年度は315万6千円となっております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

国についてはわからないとおっしゃいますが、マイナンバーカード関連の国の予算は2兆円を超え、超えると予算の大部分を占めるのは、カード取得者らに最大2万円分のポイントを付与するマイナポイント事業だと、2020年9月に始まった第1弾では2,979億円、令和4年の6月から本格実施した第2弾では、1兆8,134億円の予算を計上したと。マイナポイントをPRするテレビCMやキャッシュレス事業者に支払う事務費などもこれに含まれるということですが、そういうふうな報道が朝日新聞ではなされています。

本当にその次、今、町と県だけを聞きますとそれほど大したお金がかかってないんじゃないのっていうことに思われるかもしれませ

んが、2兆を超える予算をかけてこれをやっていると。それには膨大な事務と経費がかかっているのは明確で、それにその批判も相次いでおります。

介護施設ではマイナンバーカードの管理はできないと言っています。介護施設に入所していなくても、高齢になるとその管理が難しくなります。また本人申請なので、動くことが難しい人はどうすればいいのでしょうか。障害のある人はどうでしょう。

将来的には必要でも、強引に進めるのではなく、じっくりと時間をかけて、よりよいシステムにしていく必要があるのではないかと思います。課長いかがでしょうか。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えさせていただきます。まず障害のある人等の対応につきましましては、カードの交付につきましましては障害のある方の場合も、一般の方と同様に原則本人に来庁してきてもらって交付をしておりますが、入院や施設に入所している場合には、顔、顔写真証明を作成してもらい、代理交付もしております。

また施設におられる高齢者の方で現在マイナンバーカードの作成ができない方を対象としまして、当町の方でも施設へ出向いて申請受診等のサポートをしていく予定をしております。

また国の方が認知症などで、設定や管理に不安がある高齢者の方や障害者の方には、暗証番号をなくして交付を認める方針を示しておりますので、カード取得につきましましては今後簡素化されていくのではないかと考えております。

しかしながら、発行後の管理等につきましましては課題が残ってくると考えております。

みずから管理するのが難しい場合が出てくるかと思われます。また、介護現場などからも不安の声が上がっているということも耳にしております。

そういった人たちも含め、できる限り不安のない制度にしていくことが大切かと思えます。そしてこのシステムについてどう思うかということですが、来年度の秋に現行の保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化する方針に対して、多くの国民から不安の声が上がっております。

それに対しまして、8月4日の総理大臣の会見では、マイナ保険証を持たない人に対しましても、資格確認証を発行し、有効期間や

カードの形態も今の保険、健康保険証を踏まえたものにするなど、きめ細かな対応をしていくことで、国民の不安払拭に努めるという考えを示しております。

また、相次ぐトラブルの総点検の状況次第では、廃止の延期も含めて、必要な対策をとるという意向も示しております。

一方マイナ保険証のメリットと、保険証発行等の事務の負担軽減があげられておりますが、マイナンバー先ほども申しましたが、マイナンバーカードの発行時実務、5年ごとの更新、さらに今後資格確認等の発行、更新実務情報のひもづけ作業など、自治体保険者の事務負担が本当に軽減されるかにつきましては疑問に感じております。

同じこととなりますが、国には十分な対策を行っていただき、国民の不安払拭に努めていただき、国民が納得し、安心してマイナ保険証利用できる信頼のあるシステムにすることが一番大切なことと思います。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

本当にそうですよね。そもそもマイナンバーカードを取得するかしないかは本人が決めるもので、強制的にされるものではありません。

また健康保険に加入することは義務となっておりますから、私たちは保険料をしっかりと払い、健康保険証を受け取っています。健康保険証を送られてくるのは当然で、資格確認証を申請しなければならなくなると。今までの権利が侵されることにもなります。

本人が望む人はマイナンバーカードを保険証として使えることに異議はありません。しかし保険に加入している人には全員に保険証を発行することにしていただきたい。

これはマイナー保険証にしている人でも、読み取り機械が故障した時やシステムがダウンした時、暗証番号忘れた時などに有効です。子供やお年寄りにもやさしい制度になっています。

また、多額の予算を使ったオンライン資格確認等システムができています。どうせなら健康保険証でも、本人同意があれば、すべての同情報が取得できるシステムにしていきたい。そうすれば、国が言っている国民の健康を守れるシステムだというのであれば、健康保険証でも何ら問題はない。また、そういう健康も守れますし、適正な医療の提供にもつながります。

他の情報、これはもし健康保険証であれば、他の情報にひもづけられていませんから、情報漏洩のリスクも軽減をすると考えます。情報漏洩や自分のすべてが国の監視下に、置かれることに不安を持っている人もいます。本当に、よその国では国民を全員監視をしてやっているというふうな国があるとも聞いておりますが、それと同じような状況になるのを恐れます。オンラインにすることは便利なことではあります。

私はネットで買い物はしますが通帳とひもづけていません。何があるかわからないからです。ブラックボックスのネット環境を、信用できない自分があります。これらは国が進めていることですから、町としてできることは少ないかもしれません。しかし、こういった声があることをしっかり国に届けていくことが必要かと思います。町長のお考えをお伺いします。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。先ほどいろいろと課長の方から答弁をさせていただきましたが、やはりこの制度につきましては、国民が納得をしてですね、安心して利用できる制度となるよう、なることがね、重要であると思います。

今後におきましても、私自身もですね、町村会等を通してですね、国県への要望活動をしてしっかりとした制度になるように要望して、利用を安心して利用できるようなことを要望してきたと思っております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

本当にね、いろんな意味で、まだまだ問題があるとそんな慌てなくても、みんなが安心して入りたいと思うようなシステムにしていただけたら一番いいかと。

だから、本当にオンライン化も必要かもしれませんが、十分な防御のできるシステムを作って、慌てないことが大事で、慌て過ぎてみんなを危険にさらし、たりすることのないよう、また、これはみんなの理解とか納得のもと進めていくようにしていただきたいと思います。また先ほどね、町も町長も県にも伝えていくということでしたが本当にそういう住民の不安をしっかりと国や県に伝えて、住民のための施策が推進できるようにしていただきたいと願っています。以上で第1問目を終了します。

続きまして道の駅おもちや美術館の現状等課題についてお伺いし

ます。4月から「らんまん」が始まり、私たちも毎朝楽しみに見えています。豪華な出演者、上手な土佐弁、綺麗な風景に感嘆しております。

そして、それに伴って佐川町にも観光客が急増しています。今年6月には道の駅が、7月にはおもちゃ美術館がオープンし、さらなる集客ができるようになりました。食事処や買い物ができるようになり、産業振興にも大いに貢献してくれています。

オープンまでに、町職員の方々や、しあわせづくり財団の皆さんのご苦労は大変なことだったと思います。ありがとうございました。

町長は就任以来、すぐに「らんまん」が決まり、道の駅おもちゃ美術館、図書館の建設と目の回るような2年間だったことと思います。

今回のこの質問ですが、私は町政をただ批判するというつもりではありません。よりよい佐川町になるよう提案をする形で質問を今までもしてきましたし、今後もしていきたいと思っております。

町長、副町長、担当職員が十分努力していることは重々承知をしています。次のステージへのステップアップになるために、一緒に考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まだオープンして1、2カ月ですので、何とも言えないと思いますが、この間の利用者数や経済効果はどうなっているのか、その目標値との比較も含め、お伺いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは坂本議員のご質問にお答えいたします。

まず、道の駅につきましては、財団法人が運営しております、産直物販、直営のカフェでありますごちそうラボ高知、それに西村商店、横畠アイス、グランアトリエのテナント3店舗合わせた実績としてお答えいたします。6月21日のプレオープンから8月15日までの数字となりますが、レジ通過数は約7万1千人、販売額は約8,900万円となっております。

仮に7月の販売額の70%を月の平均販売額とした場合、6月から3月までの10カ月で約3億6千万円の販売額となります。

これは令和5年度の一般財団法人しあわせづくり佐川の計画としているテナントを含めたすべてのレジ通過数での販売額約3億円と比較しますと、20%の増額となる見込みです。

次におもちゃ美術館につきましては、7月15日から8月15日までの期間の実績についてお答えいたします。

入館者数は1万5,668人、入館料は979万9千円となっております。入館者数は1日平均で500人を超えており、令和5年度の目標としております約2万3千人に到達いたします。

また、佐川町が令和2年度に作成しました、おもちゃ美術館基本構想で目標として掲げておりました年間4万人の入館者数についても、超える見通しとなっております。

道の駅、おもちゃ美術館ともに順調なスタートとなっておりますが、これは連続テレビ小説らんまんの効果と、オープン後すぐに夏休みを迎えたことなど、特別な需要によるものであると考えております。

夏休みも終わり、9月には「らんまん」の放送も終わります。

今後、定期的なPRやイベントの開催による新たな顧客の開拓と、改革、開拓と獲得を目指すとともに、おもてなしの磨き上げにより、リピーターをふやして参りたいと考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

本当に順調な滑り出しだと思います。先ほども言いましたが本当に町職員の方々やしあわせづくり財団の方々が、非常に頑張ってくれているという結果でもあろうかと思います。

またそれだけではなく、10年前、牧野公園の整備計画を立て、今の方針を決めてくれた稲垣先生とか武田さん、そしてそのことを地道に続けてきてくれたはなもり C-LOVE の皆さん、朝ドラの誘致をする活動をしてくれた皆さん、たくさんの人たちの活動がこの奇跡を起こしてくれているのだと思います。

一方、いいことばかりではない課題も見えてきたかとかと思いますが、どんな課題があるのか、それに対する対策はどうか、どう思っているのか。お聞きします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。まず、道の駅の駐車場につきましては、順路がわかりづらいや、一方通行の認識がしづらいとのご意見を他方から頂戴しております。

このことにつきましては、6月28日には国土交通省にも現状をお伝えし、その後、何度も協議を重ねて、順路の看板の設置や道路標示の追加変更等の対応をしていくように、協議をしているところで

次に、道の駅から国道に出る時の安全確保対策がございます。こ

れにつきましては、まず高知県警と信号機の設置について協議をいたしました。現状、道の駅へのアプローチのためだけの信号となることから、信号機の設置目的の観点から、現状では設置は難しいとの回答がありました。

しかしながら、渋滞時において、国道を走る車の目視確認が難しくなる場合がございますので、国道出口におきまして、左右を目視確認できるよう、カーブミラーを設置することとしております。

駐車場の改善対策、安全対策につきましては、早期に着手できるものは早期に着手し、できるだけ早い時期に対応し、完了することとしております。

次に、おもちゃ美術館がオープンしたことにより、来場者の滞在時間が長くなり、駐車場の回転が悪くなっていることがございます。

佐川町の道の駅は、ファミリー層をターゲットとした滞在型を目指しておりますので、駐車場の満車状態が一定時間あることはやむを得ない状況であると考えております。

今後、遊具公園も整備する予定としておりますので、より滞在時間が延びることが予想されます。駐車場につきましては、用地が限られておりますので、新たに整備することは難しいことから、現状、臨時駐車場や遊具公園の敷地を有効に活用するしかないと考えているところです。以上です。

9 番（坂本玲子君）

やはりいろんな課題があることと思いますが、私のところにもいろんな声が届いております。その声をあげさせていただきたいなと。

まず、まきの道の駅なのに、植物関係が少ないんじゃないかと。

山野草の出品にも力を入れてはどうかというふうな声がありました。それについてはどんなにお考えでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。道の駅への出品に関しましては、運営する財団法人に選定管理をお願いしており、現状山野草の販売はしていません。

朝ドラの効果もあり、牧野博士に関係する植物を買い求めにこられるお客様もいらっしゃると思います。山野草の種類によっては、販売できる時期や場所を選ぶものもございますが、まきのさんの道の駅として、お客様の満足度向上につながるよう、山野草初め販売

する商品の充実を図っていくよう、財団法人とも協議をしていきたいと考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

ぜひ前向きに相談検討して、佐川らしい道の駅を作り上げてっていただきたいと思います。またその皆さんの声の中には、地場の農産物が少ないんじゃないかという声があります。それについてはどのようにお考えでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい。お答えいたします。現在産直の販売に関しては、はちきんの店に登録のある生産者の皆様からの出品が多数を占めている状況でございます。

はちきんの店には佐川町を初め、越知町日高村仁淀川町いの町の実産者の皆様が出品されておられますので、佐川町の地場産品に限ると、少なく感じる部分もあるかもしれません。

道の駅の目的の一つには、町内生産者の所得向上がございますので、出品してもらいやすい仕組みや集荷の取り組みも含めて考えていきたいと思っております。また、加工品を含めれば、町内のものも多くございますし、農産品についても、これからは実りの秋となります。

先日、道の駅に寄った際にも、ブドウや梨、リンゴといった佐川町内の果物もございましたし、冬になれば、イチゴや文旦などの町内の農産、町内の農産物が出品される予定となっておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

本当に、産業振興のために出品者が出しやすい、出しくなる工夫も含め、そういうことも必要かと思っておりますので、よろしく願いしたいと思ひます。

続きまして、駐車場までの入口が反対の方がいいのではないかと、非常に使いづらひと。これについては全員協議会が開駅前に説明を受けましたときに、それは入り方おかしいんじゃないのという発言をしました。

しかし、すでに開駅が迫ってましたので、時間的に変更は無理があると考え、強く言うのを控えました。しかし実際開駅してみると、それが非常に不都合であることがわかったのではないのでしょうか。来場される皆さんが不満を持っています。

今回改善を検討しているとの発言がありましたが、どうせ変えるなら根本の問題を提起すべきではないでしょうか。

入口と出口の流れに問題があることは、課長も認識していることと思いますがどうでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい。お答えいたします。場内一方通行を採用しております多くのショッピングセンターなどでは、時計回りになっていることが多いため、道の駅が横回りに感じてしまうこと。また、国道から入ってすぐに右折するところがわかりづらいといったことがあると考えております。利用者のわかりづらさを少しでも解消するように、国土交通省と協力して、案内版等の設置を進めていく計画ですので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

9 番（坂本玲子君）

しあわせづくり財団の理事長である副町長のお考えはいかがでしょうか。

副町長（田村正和君）

坂本議員のご質問にお答えします。先ほど課長が言われました通りお客様がわかりづらいというところはよく認識をしております。

その上で私のお考えをちょっとご説明をさせていただきます。まず現在の順路につきましては、国土交通省と協議をして決定しております。検討の段階では相互通行、それから一方通行での時計回りと反時計回りの3案がございまして、検討の前提としては今の道の駅の地形に関係して大型車の駐車場の位置と出入口についてはほぼ現在の場所しかないという条件がございました。

まず、一方通行採用しましたのは、相互通行よりも、ドライバー、運転者が注意を払う範囲が少なくなると、より安全性が高いと、こういう判断をしているということです。

相互通行の場合は、車両の出入りに対しまして自由度が確かに増しまして利便性に優れると判断をされますが、一方で大型車の駐車場からの出入口の出入りに際して、大型以外との車両と交錯が生じます。

それから場内が対面通行になった場合には、横断歩行者がございますので両側から来る車両について特に注意を払う必要が生じます。さらに対面通行の場合には車両同士の注意が非常に重要になると。以上のような危険性も増大するということになります。

それから一方通行する。今、今の案ですね一方通行にすることで、大型車と、それ以外の車両の交錯がなくなるという安全性が高くなるという利点。それから、歩行者横断歩行者にとっては一方通行のみの注意で済むと。いうことで安全性が高いと。さらに多くのお客様さんが歩行者となって今歩いておられますし、ぐるぐるバスも今場内に乗り入れをしております。そういうことを考えますと、一方通行には車両、それから歩行者にとって安全性が低くなるというメリットがあると認識をしております。

また今の順路の現在の反時計回りにしたということですが、時計回りの場合には、一つはですね、時計回りに回って出て行く時に、国道の出口国道の出口に大量滞留する車が当然ありますけども、場内の出口からですね国道の滞留部分に、退出をする時に滞留していると、出れない。ふさがれるということになって退出が難しくなると、それから特にですね国道に出る滞留車両の高知市側への右折をする車両へ、右折レーンへ退出するとなると、左折レーンを横断をして車両が右折レーン入らないかんということになりますので非常に危険性が高くなるという判断をされております。反時計回りの今の動線であれば、国道の出口の右折レーンと左折レーンに、車両の動線がスムーズに誘導できるということになっております。

もう一つは、大型車と普通車の入口を一本化をした方が、時計回りで普通車の出口と、それから大型車の入口が交錯をするということがないということで安全だと判断をされております。

先ほど産業振興課長も答弁したようにですね、わかりにくいというところは十分認識をしておりますので、今の順路動線をよりドライバーに認識をしてもらいやすいように改善をしていきたいと考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

本当に副町長がね、いろんなことを考えてやっていただいたと。議会でもね、安全が大事安全が大事やという声がすごくて、本当に最大限の安全を考えてやられたのだと思いますが、その考えがちょっと甘いのかなあというふうに私は感じています。

もう本当にほとんどの方が、今のやり方は不都合だと思っておりますし、やっぱり時計回りにするのが混乱混雑解消のために必要ではないかと考えております。そうすることで入口と出口の矛盾も解消できます。いろんなやり方があると思うんですけども、そのほか

にも駐車場の周りの車幅は2車線にしても十分確保されていますから、双方向通行が可能になります。

どうしても今のシステムを例えば続けたいなら、駐車場内は双方向にし、どこからでも出入りできるようにすると、出入口をもう1カ所入口より東に設置すること、混雑解消になると思います。

今の出口は、入口よりも手前にありますのでその入口、出口から入口までの期間は、出る、出て行く人も通るし入ってくる人も通るっていう、そこで詰まって前へ進まないっていうふうな状況があると思います。

国交省もより利用しやすくなるのに反対はしないことと思いますし、もちろん町や財団も町民、町民や来場される方々が利用しやすい駐車場であるべきだと思っていることだと思います。いつまでも警備員を配置しなければならないシステムは、町の財政も圧迫します。どうすれば入場がスムーズになるか、原点に帰ってお互いに考えてみる。私たちが利用しているスーパーは出口や入口が何カ所もあり相互通行になっています。その出入り自由のスーパーの駐車場で事故が多発し、しているということは聞いたことがありません。スーパーに行く感覚で出入り自由になれば、来場者のイライラも解消できると思いますが副町長いかがでしょうか。

副町長（田村正和君）

お答えをさせていただきます。まずご質問の中で坂本議員の認識と私の認識がちょっと違うところがありましたので、ちょっと私の認識をまず説明をさせていただくと、場内相互通行の幅員が十分あるというご質問でしたけども、私の認識としては今、歩行者が常に場内を歩くというところで、車両と歩行者が完全に密接してる状況の中で、相互通行にするのには十分な幅員があるという認識ではまずございません。

その上で今ご提案もいただいておりますので、いろいろ検討はせないかんと思ってますけども、場内に入るのにですね皆さん、ドライバーの入ってこられる方のイライラということは当然認識をしておりますが、一方で非常に多くの歩行者の方が今場内を歩いておられまして、その歩行者の方が普通の一般道路と違いまして、どういった動きをするかということが非常に予測ができないようなところになっております。車両とそれから歩行者のですね、両方の安全を確保するというのがまず大事だと考えておりますので、国土交通省

の方にはですねまたいろいろ相談をしてみますけども、現在のところですね、より安全性の高い今の案、これになるべくわかりやすいようにですね、していきたいというふうに重ねて実施をしていくというつもりでおります。以上です。

9 番（坂本玲子君）

そういう方向でやると言われればそれはだめだと私も言えんけど、本当にスーパーへ行った時に、スーパーでそのあるきゆうおばちゃんらも自由にあるきゆう歩行者の道がなくても、歩いていますが、お互いにそれを認識しながらやっているという現状もございますので、本当に安全最優先っていうのは理解をしましたがけれども、やっぱりいろんな考えでいろんな考え方で、より良いものを作っていたきたいなと、いうふうに願っています。

次に、本当にささいなことなんですけど食堂のラストオーダーが3時半はちょっと早すぎやせんかよと、食堂のメニューにも単品がほとんどないっていうふうな声も聞こえてきておりますが、それについてはいかがでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。道の駅に出店していただいておりますテナントの皆様には、固定の賃借料と合わせて、売り上げの一定割合をテナント料としてお支払いをしていただいております。それぞれのテナントの皆様において、お客様の満足度、営業利益、社会貢献を追求し、経営されているものです。西村商店様につきましては、昼食の提供をメインとして、新鮮な魚とボリューム満点の定食を売りにしております。

このようなことから、営業時間やメニューについて決定しているのではないかと思います。中には、従業員の就業時間や在庫管理といった経営に関わる部分により決定しているところもあると思いますが、いずれにしても、西村商店様の営業方針であると考えているところです。西村商店様につきましては、集客力のあるテナントであるとともに、佐川町の課題でもありました、団体客の昼食の受け入れをしていただいております。滞在型の道の駅の大事な機能の一つとなっております。今回いただきましたご意見は、お客様の貴重な意見ですので、責任者の方にはお伝えさせていただきますので、よろしくお願いします。以上です。

9 番（坂本玲子君）

よろしくお願いします。それから聞こえる声では、何かわからないことがあっても道の駅の職員がどの人なのかわかりにくいと。聞きたいことがあるとき困るというふうな声があります。それについてはいかがでしょう。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。道の駅のスタッフについては、エプロン、または名札で判別できるようになっておりますが、一般のお客様からはわかりづらいものになっていると思います。色も目につくものでもないですし、文字が入ってるようなエプロンでもないです。今後、財団法人とも協議をしてわかりやすくなるように工夫はしていきたいと考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

よろしくお願いします。次におもちゃ美術館についてお伺いしたいと思います。おもちゃ美術館は当初の予定より多くの人が入場してくれています。できるだけ赤字にならないよう頑張っていることも承知をしております。そして今の状況が続けば、安定した運営ができると思います。おもちゃ美術館で課題なのは、トイレのことと学芸員、入場料のことです。まず、おもちゃ美術館の学芸員が少なすぎる。足りていないという声が、学芸員さんから出ていますがこれについてどのようにお考えでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。現在、おもちゃ学芸員の養成講座を受講された方は 108 名、このうちおもちゃ学芸員として登録をしていただいている方が 105 名いらっしゃいます。オープン時点で目標としておりました、100 人の登録を達成しており、おもちゃ学芸員の登録人数が不足しているという認識はございません。

しかしながら、7 月 15 日のオープン以降、実際に活動して下さったおもちゃ学芸員さんの数 8 月 15 日までの数となりますが、10 回以上の方が 8 名、5 回から 9 回の方が 12 名、2 回から 4 回の方が 18 名、1 回の方が 16 名、ゼロ回の方が 54 名となっており、おもちゃ学芸員の活動頻度の少ない状況であります。

また、1 日単位で見ると、多い日で 10 人前後、少ない日で、ゼロ人から 2 人という日もございます。おもちゃ学芸員の活動を、おもちゃ学芸員は、活動を強制するものではありませんし、可能な日に、半日単位で活動していただくものでございます。活動いただい

る頻度を少しでも上げていけるよう、現在登録をしていただいている学芸員さんが、少しでも参加していただけるような取り組みについて、財団法人と相談していきたいと考えております。また、おもちゃ学芸員の養成講座につきましては、次回、1月を計画しております。来年度以降も定期的を開催し、登録人数をふやしていきたいと考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

105名の学芸員さんがおいでということで、そのうちの約半数が活動に参加していないと、実質的には51人でまわしているということになると思います。目標人数に達していると言っても今のままでは足りないのは事実ですが、研修会が1月では遅すぎるのではないかと。もっと早く本当に学芸員さんの役割は大きくて、子供たちがその遊び方がわからないまま、あそこにいるよりは、遊び方がわかるとより楽しく過ごせます。早期に学芸員の人数を確保するのが必要かと思いますが、1月には計画されているでしょうが、その前に計画をしてはいかがでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。養成講座の開催につきましては、講師の方と日程調整も含めて決定をしておいておりますので、現時点で変更できるかどうかについては難しいかもしれませんが、1度、協議をしてみたいと思います。以上です。

9 番（坂本玲子君）

よろしくお願ひしたいと思います。また、おもちゃ美術館に一つでも子供用のトイレが欲しいとの声があります。おむつ替えスペースなんかを多機能トイレにすることはできないでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。現状、おもちゃ美術館にトイレを整備する予定はございません。

おもちゃ美術館内にトイレがあったほうがより便利であるという認識は持っておりますが、全体規模として道の駅基本計画により、約600平方メートルの広さが決まった中で、館内に必ず必要な機能と、そうでない機能などのさび分けする中で、少しでも遊びのスペースを確保するために、トイレは道の駅内を共有する方針で整備をいたしました。

仮に、坂本議員からご提案いただきました多機能トイレを設置し

ようとした場合、給水管と配水管を埋設するために、コンクリートの床を壊していく工事が必要となり、相当な改修費用がかかってしまいます。また、改修工事に当たっては、おもちゃ美術館を長期休館する必要も出てこようと思います。

現在の対応としましては、入館前に受付でトイレの案内をさせていただいております。また、チケットを見せることで、再入館もできるようにしておりますので、少しご利用の方にはご不便をおかけするかもしれませんが、道の駅内のトイレをご利用いただきたいと考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

多くの経費がかかり運営に支障があるのはわかりました。利用者の不便が最小になるように最大限の対応と対策をお願いしたいと思います。

今年放課後デイの施設を視察しました。その施設は障害のある子供を放課後や夏休みにお預かりして子供たちの発達を手助けし、保護者の就労を可能にしている施設です。施設の運営は大変で、私財をなげうっての、経営をしているというお話でした。夏休みは子供たちが狭い空間で1日中過ごすのは大変です。

そこでいろんなところに連れて行って楽しく過ごせる工夫をしてくれています。子供たちはそれをととても楽しみにしています。障害のある子が、町民プールは無料ですので、町民プールにも連れて行ってくれ、現状を連れて行ってくれていますが、その運営者が本当はおもちゃ美術館にも連れて行ってあげたいけれども、有料なんで、経営上無理と言っていました。同じ町立の町民プールでの減額対象はどのようになっているかお伺いします。

教育次長（廣田春秋君）

それでは坂本議員の質問にお答えいたします。町民プールの減免の利用料の減免の規定につきましては、いくつか要件がありまして、一つ目、佐川町及び教育委員会が主催共催後援する事業、こちらは全額の免除。それから佐川在住、二つ目としまして、佐川町在住で、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳を所持して、その手帳を提示する方、この方も全額の免除。それから三つ目として先ほど2番目の介護者の方、ただし身体障害者1、2級以外は対象外になりますこちらも全額の免除。四つ目、佐川町在住の65歳以上の方。こちらは平日の13時30分から16時30分につきましては

全額の免除。それ以外は半額の免除と。その他、5番目にその他公益上必要であると認められる場合と、ということで、免除の割合については場合によるということになっております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

私は町民で小学生以下対象にして、おもちゃ美術館の入場料の無料化をすべきだと思っています。始まってある程度入場者数を把握しなければならなかったのも、最初から無理があったと思います。

しかし1カ月以上経って目標値をはるかにしのぐ入場者数です。また平日や土日の傾向もわかってきたと思います。そういうふうにはできないでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。まず、おもちゃ美術館の減免の状況でございますが、障害のある方が入館される場合に、受付で障害者手帳や療育手帳を見せていただくことで、ご本人の方のみ無料で入館をしていただくことができるようになっております。

現在それ以外の無料化については、考えておりませんのでよろしくをお願いします。

9 番（坂本玲子君）

障害のある方が無料でに入場できるとは私は知りませんでした。そういう説明はされていなかったか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。おもちゃ美術館の減免について条例等で明記はしておりません。これについては、7月15日のオープン前に、減免の対象者について、運営である財団法人の協議をした上で決定をしております。

その後、周知が十分でなかったというところは、承知しております。パンフレット等には記載はありましたが、しっかりその辺のご説明ができていなかったと思っています。以上です。

9 番（坂本玲子君）

本当に私もそれを知っていればその施設の方にもね、そういうお知らせができたのんだと思いますが、町民の方もわかってない方がたくさんおいでだと思いますので、ぜひ町民の皆さんに、わかるように周知をしていただきたいと思います。

それから完全無料化が無理なら減額対象を、同じ町の施設、プール、町民プール並みにしていただきたいと思います。例えば町民プールの方で

したら、本当に障害のある子が1人で行くっていうのは困難なのでやっぱり介護の人らも無料にするとか、その減額対象についてぜひ考えていただきたいと思いますし、もちろんその本当におもちゃ美術館の運営大事ですので、利用時、無料にする時間帯を例えば65歳以上のプールの利用の場合は、平日の1時30分から4時までは無料。その他は半額っていうふうになっています。そんなやり方もありますし、私はおもちゃ美術館に関しては65歳以上の方までも拡大して欲しいとは思っていませんが、せめて将来、佐川を担う子供たちにすばらしい体験をしていただきたいと思います。子供の入場無料化については検討していただけないでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。現状完全無料化というところは考えておりませんが、本年度については完全無料化ではなく、曜日や地域を限るなど、限定的な小学生以下の無料化について検討したいと考えております。

おもちゃ美術館の主な収入は入館料ですので、無料化にあたっての具体的な内容等につきましては、運営をしている財団法人とも協議をしていきたいと考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

おもちゃ美術館はですね、雨の日も子供が遊べる施設が欲しいという町民の願いで建設された施設です。町長は就任以来、給食の無償化を実施しました。また高校生までの医療費無料化にも前向きで、来年度には実施されると聞いています。子育てしやすいまち宣言も出しております。おもちゃ美術館の運営は、入場料で賄われることは承知をしております。しかし、経常経費は、入場人数で決まるのではなく、電気料等と人件費、上納金で決まります。無料の入場者に関しては、上納金はありません。小学生までの町民を無料にすることで、それほど運営が圧迫されることはないと思いますし、また空いてる時間とかそういう時間を設定することで、無料化にしやすいんじゃないかと思いますが、ぜひおもちゃ美術館入場料でも、町長の子供を大事にする姿勢を貫いていただきたいと思います。町長いかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

坂本議員のご質問にお答えします。まず坂本議員からはですね、先ほど坂本議員も冒頭におっしゃっていただきましたが、常日頃か

らですね、町政運営に対しまして、批判的なご意見ご質問ではなく、大変大切な前向きなご意見をいただいておりますありがとうございます。

先ほど坂本議員もおっしゃっていただきましたが、今年度は道の駅など多くの事業、大型事業がありまして、職員も本当に一生懸命頑張っておりまして進めていただいております。ご理解をいただきたいと思っております。

この、佐川おもちゃ美術館の入館料の無料化につきましては、現在、多くの町民の方、また、町外県外からですね、予想をはるかに超える方に来ていただいて大変喜んでおりまして、町としましてうれしく思っている次第でございます。

ご質問の内容の町内の小学生以下の無料化につきましては、私自身ですね、子供に対する支援、子育て支援は私の政策の一つでもありますし佐川町としても重要な課題にとらえておりますので、やはり前向きに考えていきたいと思っております。

またそして開館して2カ月足らずでございますので、まずは年間を通した利用者と、町内外の割合など把握したいと考えております。

またその上で、町内の小学生以下の子供の、を無料にした場合の財源措置をどうするかなどを含めましてしっかりと判断し、無料化に向けて協議をしていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

9 番（坂本玲子君）

町長の前向きな答弁を大変うれしく思います。ぜひ実行できるようにやっていただきたいと。また私前からも前から言っておりましたが、町民プールに関しても、本当にね何万、10万とかそれぐらいか。夏の間だけ、本当に子供たちが来ます。プール大体1日20人ぐらい。本当に大した額ではないんですが、町民プールについても、同時にまた考えていただけたらと思います。またよろしくお願いします。これで2問目の質問を終わりたいと思います。

最後の質問となりますパートナーシップ制度にじいろの町宣言について質問をさせていただきます。

令和3年3月、2021年の議会でこのパートナーシップ制度の導入をお願いをいたしました。その後2022年3月の議会では、再度お願いをしております。それから1年以上経ちましたが少しも進捗している気配がありません。

最初に質問してから2年以上が経っております。この2021年時点では、全国で76自治体が実施をしておりました。しかしこの2年間の間に状況はかなり進み、全国では278自治体、人口普及率68.4%となっています。約7割の人口をカバーできるぐらいになっているということです。青森県、秋田県、茨城県、群馬県、東京都、富山県、静岡県、三重県、大阪府、香川県、福岡県、佐賀県では100%の実施です。また県内でも普及が進み、6自治体が施行、人口普及率、これ市が多いですので、60%以上となっています。

ここでパートナーシップ制度について少しお話をしたいと思います。人間の性のあり方のことをセクシュアリティといいます、男、女の2つにはっきりと分けられるものではなく様々、性は様々です。そのため、虹のグラデーションにたとえられて表現されることがあります。多様な性、人の数だけあるとも言われています。性的少数者の方々も、胸を張って生きていける。それぞれの特性を生かしながら、みんながともに対等に生きていける社会を作っていかなければなりません。行政が同性カップルの存在を正面から認めることは、同性カップルがすでにとともに生きていいることを気づくきっかけにもなりますし、意義はとても大きいと思います。

同性カップルを、男女の夫婦と同等の関係と認めるパートナーシップ制度は、そのために重要な施策です。この制度には法律上の効果が生じるものではありませんが、当事者の気持ちに寄り添うものとともに、誰もが自分らしく安心して暮らし、いきいきと活躍できることを応援するものです。課長、町長はこの制度についてどのように考えているのか、町民にとっての必要性はどう考えているのか、お伺いします。

総務課長（片岡和子君）

坂本議員のご質問にお答えをさせていただきます。どのような性的嗜好性自認の方であっても、差別しない、されない多様な性のあり方を尊重し、認め合い、そしてすべての方が自分自身を大切にし、自分らしく生き、お互いを認め合えるまちの実現を進めていく上では大切な制度であると認識をしております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

大切な施策と認識をしてくださっていると。ところが2年間何の進展もないと。もちろん皆さん様々な仕事があり、お忙しいことと思います。

しかし大きなプロジェクトがあった道の駅やおもちゃ美術館も無事開館し、順調な滑り出しを見せています。質問から２年以上経ちました。やる気があれば、すぐにできると思います。来年の４月には、ぜひ実現して欲しいと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。本当に前回ご質問をいただきましてから、進捗してなくて、ちょっと恥ずかしいところがございますので、すいません。これから今後制度の導入に向けた検討を本当に進めていかなくتهはいけないと思っております。

まずは、県内外の先行事例に学びながら、制度を導入することによって、どのようなことができるようになるのか、また、どのようなことに対応ができるのか、まずは執行部内、役場内で話し合いを持ち、共通認識を持って、調整を進めることから始めて参りたいと考えております。

また、制度の導入に当たりましては、役場の中だけで、知っているんでは、ちょっと意味がありませんので、導入した時には、利用可能なサービスを広げるため、町内の方の業者の皆様にもご協力を呼びかけていきたいとも考えておりますし、町民の皆様には、多様な性について正しい理解と認識を深めていただけますように、啓発に取り組んでいくことも重要になってくると考えております。以上でございます。

９番（坂本玲子君）

本当にね、皆さんが生きやすい社会をつくるために、一歩ずつ前へちゃんと進んでいていただきたいと思います。

高知市はパートナーシップ登録制度を実施していますが、土佐清水市はそれをさらに広めて、ファミリーシップ登録もできるようになっています。パートナーシップ登録で今までできなかった各種証明書の取得ができたり、公営住宅に入居できたり、病気になったときに、家族同様に説明が受けられたり、介護認定の申請ができたりといろんな支援が受けられるようになっています。それは市町村で決めていますからそれぞれの市町村によって違います。

実は私の知っている子供にもそういう特性がありまして、お母さんはその子の特性が理解できずとしました。今では、子供のことを理解し、大人になったその子に、パートナーができたことを嬉しそうに話してくれました。それと同時に、子供に苦しい思いをさせた

ことにことを、申し訳なかったと話していました。

この制度を作ることによって、本当にそういう子供をなくすように皆さんの理解を深めながら、なくしていただきたいし、にじいろの町宣言を本当にしながらみんなの幸せを作っていただきたいと思います。

私は佐川町が誰もが自分らしく安心して暮らし、いきいきと活躍できるまちであって欲しいと願っています。それはジェンダーの問題だけではなく、障害があっても同じです。お互いの違いを理解し、みんなが輝けるまちになれば素晴らしいなと思います。

本当は高知県全体で取り組んでいただきたい課題ですが、町長はぜひ、県への働きかけもしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で9番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、一時30分まで休憩します。

午後1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時30分

議長（西森勝仁君）

開会前ですけれども建設課長がちょっと体調が悪いため、大原補佐に出席いただいておりますので、ご了承願います。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、5番橋元陽一君の発言を許します。

5番（橋元陽一君）

5番、議員の橋元陽一です。質問通告書に沿って質問して参ります。

質問通告書の4項目目で、行政報告についてをあげておりましたが、今議会の行政報告を受けまして特に質問で取り上げることがありませんでしたので、この項目については撤回します。よろしくお願いします。

それでは最初に、町長や町長の行政報告、また議長の諸般の報告でも触れられましたけども、8月5日から7日、北見市との姉妹都市提携35周年記念式典に、議会の代表として参加をして参りました。厳寒の北の大地の開拓に命をかけて尽力された先人の方々の功績を目の当たりにして、感銘を受けたところであります。

また、交流をととても大切にされている現地の3日間の心温まるおもてなしに感謝を申し上げたいと思います。

現在の北見市は、カナダ、アメリカ、ロシア、韓国とも姉妹都市を提携し、国際的な視野に立ち、視野を持ちながら市政を進めていることも学んで参りました。

訪問した常呂町漁協では、常呂川流域の山林の環境保全と一体化させた、獲る漁業から育てる漁業へと転換した経過をVTRで主張し、オホーツク海内の水揚げの5分の1ほど占めて、ここ5年間の平均で約127億円、1年間の水揚げがあること、その7割がホタテ漁。また2割がサケ漁を占めていること、そして漁業組合員150名の皆さんの共同作業で進められることなどの説明を受けたところであります。

また常呂町JAでは、玉ねぎ、小麦、ビート、馬鈴薯の輪作で栽培をし、玉ねぎの収益が全体の半分を占めてるということでもありました。収穫された玉ねぎを1日125トンの仕分けを処理する選果場も視察して参りました。2℃ぐらいで保管する三棟の冷蔵庫も新しく建設され、8月から翌年5月までの出荷をコントロールして、価格を維持してるという説明も受けたところであります。何もかもがスケールが壮大で驚くことばかりでありました。さらに驚いたのは、常呂川がオホーツク海に流れ込む場所で、アイヌ文化とオホーツク文化がまざりながら、8千年前から、人の祖先が住み暮らし続けた常呂町であることでした。2千の竪穴式住居跡も発見、発掘もされ、厳寒の地で狩猟生活で生き続けることができた肥沃な土地であることなど、改めて、訪問をし、学んでくることができたと思っております。私も息子が中学3年生のときに、交流に参加させていただいてから26年間、常呂の方との交流を続けております。そのような方が、町内にもたくさんいらっしゃるかと思います。

今後、こうした交流の機会に、若い方の参加を広げていくことを大切にしていきたいという思いもお伝えし、北見市常呂町の皆様に改めて感謝の意を表したいというふうに思っているところであります。

す。

それでは、一つ目の質問であります。新産廃施設の進捗状況等に関わっての質問に入って参ります。本体工事の斜面崩壊に伴う工法見直し等の動向に関わってであります。本来、エコサイクルあるいは県の方から直接説明を受けるかべきだと思うんですけども、そういう機会がありません。エコサイクル担当窓口の町民課で把握されてることについて回答いただければというふうに思います。よろしくお願いします。

施設本体工事の南斜面の掘削を開始してからスレーキングが起きたことを最初に確認したのはいつなのか、町はいつ、どこから報告を受けたのか、説明をいただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

橋元議員のご質問にお答えします。説明を受けましたのは6月8日、県及びエコサイクル高知より施設本体工事の南側斜面におきまして、泥岩が細粒化するスレーキング現象が生じ、斜面の勾配を当初計画よりも緩くするなどの追加安全対策工事が必要になったと説明を受けております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。6月8日に報告を受けたということであります。今回の想定外の事態というのは、私は極めて重大ではないかというふうにとらえているところであります。6月議会でも取り上げました。議会としては、6月21日の全員協議会で経過説明を受けているところであります。

当然、県議会で報告説明が行われてると思うんですけども、県議会でいつ説明したのか、どんな質問や意見が出されたのか。報告を受けてることあれば説明いただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

お答えいたします。県議会への対応に関しましては直接の報告は受けておりませんが、6月30日の県議会商工、農林水産委員会の、失礼しました。県議会、商工農林水産委員会において報告された概要について、新聞記事等で承知をしております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

実は6月議会で質問したときに課長の方からですね、3月26日、第3回環境保全連絡協議会で、ブルーシートについての質問が出されてのご説明があったかというふうに思っております。

この段階でエコサイクル高知の方から、掘削した箇所が雨水で侵食し、土砂が流出することを防ぐため、設置しているというふうな説明がなされてるということの説明いただいたところでもあります。

私は、こうした事態については、本来であれば県と町の代表で組織されてます連携会議で把握して様々な情報を共有していくべきじゃないかというふうにとらえているところでもあります。

今回の件について、県と町で組織されています連携会議が開かれているのか開かれていないのか、開かれているのであれば、いつ、どのような内容で、どんな資料が提示されたのか。またどんな質問や意見が出たのか、ご説明をいただきたいというふうに思います。

町民課長（山本壽史君）

お答えいたします。連携会議は開催されておられません。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。確認書に基づいて組織された連携会議も動いてないという状況の中であります。私たちがこの進捗状況を把握するには、県エコサイクル高知からのお知らせっていう毎月発行されるこの資料についてしか情報把握することができません。町民の方も同様だというふうに思ってます。この最近の一番最新でボーリング調査のですね、スレーキングが発生する可能性があることを把握してたけども、2、3日の短期間での発生は想定してなかったという解説があります。このことについて、エコサイクル高知、あるいは県から何か説明を受けてることがありますか、あれば説明いただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

お答えします。今回の追加安全対策が必要になっている南側斜面につきましては、事前のボーリング調査と室内試験におきまして、一定のスレーキングが発生する可能性は把握していましたが、2、3日といった非常に短い期間で発生することは、室内試験では判定できなかったと、6月8日に報告があった際に説明を受けております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。安全を最優先しながら事業を進められてる中でですね、想定外の事態が起きてるということでもあります。この説明でですねなかなか十分認識できないところがもう一つあります。

それはそのあとにですねスレーキングは表層での発生で深い位置、山全体と括弧に書いてありますけども、の動きは確認されていないという解説がされています。この深い位置や山全体の動きっていうのは、どんな方法で確認して、動きがないという判断、確認をされてるのか、説明が受けてたら、ご回答いただきたいというふうに思います。

町民課長（山本壽史君）

お答えします。深い位置での動きにつきましては、施工前に行いましたボーリング調査で確認されております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。ということは、今回ですね、表層で起こっているスレーキングと、事前に調査をしたものと合わせて回答されてるっていう解釈でいいのかどうか、もう 1 回確認させてください。

町民課長（山本壽史君）

繰り返しになりますがスレーキングというのは表層で起こるものでありまして、また深い位置の動きにつきましても先ほど説明しましたように、施工前に行ったボーリング調査で確認をしているということを県の方から聞いております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

なぜそんな質問するかと言いますと、添付された資料の中、6 月 21 日の説明会の資料の中に、スレーキング、18 の試供体を作って、10 の試供体でスレーキングが起きてることがわかってるという説明がありました。

その中で、埋立地内部と南斜面部に分けて 5 つの、それぞれ試供体についてのスレーキング状況を分析する区分の説明もあります。埋立地内部については、区分 2 が一つの 1 試供体、区分 3 が 4 つの試供体。そして、南側斜面部では区分 2 の試供体が 4 つ、区分 3 が 1 つというような説明をつけてあります。区分 3 っていうのは、全体が細粒化し、試供体の原型を判別できないという状態になります。

こうした解説のある中で、想定外の事態が起こってるんじゃないかと私はとらえてますので、こうした質問をですね。確認させていただいてるところであります。ぜひ、こうした問題については、ここでなかなか回答いただくわけにいかないと思いますので、町としても、こうした事態については、はっきり把握していただいて確認をしていただきたいということを、確認させていただきたいんです

が、課長どうですか。

町民課長（山本壽史君）

橋元議員のおっしゃられたことにつきましては町としても重大なことだと感じておりますので、詳細につきましては、随時、県、エコの方から報告を受けるようにいたします。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。よろしくお願いします。埋立地内部と、南斜面部でのスレーキングの事象が違いますので、ぜひ確認をしていただきたいというふうに思います。さらに、そのナンバー12の中の説明についてであります。全員協議会で配布された資料では、スレーキングの原因説明、土の塊土塊が細粒化する現象という言葉を使って表現されております。専門家委員会で開催されてきた資料の中では、建設予定地の地下の地質調査資料の中で使用された箇所があります。ここでは、土の塊とか土塊とかいう言葉使われずに、泥質岩、泥岩というふうに、専門家委員会の資料では県やエコサイクルが説明してるところであります。

こうした町民向けの資料と、専門家委員会に出されている資料の言葉の使い分けが、あるんじゃないかなと思うんですけどそういうことについての説明等を何か受けてることがあれば、ご回答いただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

お答えいたします。用語につきましては、土の塊及び土塊には泥質岩も含まれております。県エコサイクル高知からのお知らせ12巻では、広く住民の皆様にはわかりやすくお伝えするために、泥質岩という言葉ではなくて、土の塊、土塊といった平易な言葉を使用したと聞いております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。そうした言葉の使い方の説明はなくて私たちは6月21日、また、行政懇談会の6月29日でしたか、加茂の説明会等でも、そうした説明等ありませんので、そういった言葉の使い方が変わってきた時には、私は十分は、そういった中身も含めてですね、確認することが大事じゃないかなと思っております。

改めて、連携会議等含めてですね、こうした中身の説明の仕方についても、町としてチェックをしていただきたいということを強くお願いしておきたいというふうに思います。

二つ目になります。この項でですね、工事費の見直し等のことも説明を受けたところであります。この新たにスレーキングが発生したことによって、切り土がですね、40万リ्यूベ発生すると、その処理について予算がどんなふうに使われるのか、組み立てられているのか、現時点で説明受けていることがあれば説明いただきたいというふうに思います。

町民課長（山本壽史君）

お答えします。南側斜面对策工事で新たに発生する土砂につきましては、本年3月にエコサイクル高知が住友大阪セメント株式会社から寄附していただきました、大平山鉦床跡地において、これまでの説明の通り残土処理すると聞いております。

また処理に伴う経費につきましては、詳細な対策工法の検討を行っている現時点におきましてはお示しすることができず、わかり次第、説明を行うと、高知県及びエコサイクル高知の方から説明を受けております。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。切り土の残土を置く場所は大平山鉦床と折衝して了解いただいてるということであります。新たに発生する、その切り土もですね、同じ場所に持っていくと、搬入していくことであれば、大きな予算の変化は伴うのかなと今、回答を聞いておきたいんですけども、そこら辺の解釈について、課長何か見解ありますか。

町民課長（山本壽史君）

その辺りにつきましては詳細な説明を受けておりませんので、ちょっとこの場でお答えすることはできません。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。またこれからの予算については随時説明されてきてますので、そうしたことも確認をしていただきたいというふうに思います。

現時点で、6月21日に提示された資料の中でですね、想定総事業費の財源についても説明があります。この想定される事業費についてですね大枠どんな予算のところにどんな予算が組み立てられているのか、簡単で構いませんので課長の判断、把握されてる予算を、説明いただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

説明いたします。令和5年5月末時点での見込みの総事業費は104.4億円。その財源は財団民間負担金が7.2億円。高知県負担金

が 44.35 億円、高知市負担金が 29.57 億円、市町村負担金が 14.78 億円。

そして国費 9.2 億円の合計 105.1 億円と説明を受けております。
以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。約 5 億円超の追加増額予算での財源の構想が説明をされて
いるところであります。約 14 億円を削減をして、実施設計に基づい
て、組まれた予算が 99.9 億円でありました。この時の国費の財源を
最低 4 億円。今回の時点で 5.2 億円増額して、今説明がありました
ように、9.2 億円を要望してる内容についてでありました。

こうした内容について、具体的には、増額した予算については、
どういうところに使うのか、使途の目的が設定されてるかどうか、
説明を受けてることがあれば、ご回答いただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

お答えします。令和 3 年 12 月の想定事業費は 99.9 億円でありま
した。うち国費は最低限の 4 億円を見積もっていましたが、環境省
への要望活動も行ってきた中で、実績額として令和 3 年度が 1 億円
強、令和 4 年度が 5 億円弱の交付決定。令和 5 年度が 1.2 億円の
内示、そして来年度以降は当初の見積もり通り、令和 6 年度及び令和
7 年度をそれぞれ 1 億円とした場合、合計 9.2 億円まで見込める状
況になったということを説明を受けております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。一応国費の財源の確保の見通しがついたという報告を受け
てるところであります。ということは、今回の事態を踏まえて、説
明書の中にはありましたけども、もし要望が認可されない場合につ
いてはどうするのかということの説明の中でですね。要望が通った
ということですね。9.2 億については了解を認可したという確認
でいいのかももう 1 回。

町民課長（山本壽史君）

国費の 9.2 億円までは見込める状況になっているという説明を受
けております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。そしたら、同じ資料の中で、さらに 9.3 億円を要望中とい
う解説があります。この追加さらに 9.3 億円の要望についての内容
について、何か説明受けてることがあれば、ご回答いただきたいと

いうふうに思います。

町民課長（山本壽史君）

お答えします。令和３年度の当初申請時より環境省に対しては、満額の 18.5 億円を要望しており、9.3 億円はその要望の未確定額であると聞いております。以上です。

５番（橋元陽一君）

現時点では未確定ということでありますので認可されるかどうかもわからないと、現時点では把握しておかなければならないという解釈でいいのかどうか、再度ご回答いただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

お答えします。9.3 億円につきましては、説明してましたようにまだ未確定な額でございます。ただ今後、未確定額 9.3 億円につきましても満額交付されるように、引き続き、政策提言や他件との連携要望を行っていくとの説明を受けております。

また現時点で総事業費については確保している国費で対応可能ですが、今後、国費の要望額以上に事業費が増加した場合は、県や市町村の負担追加負担により対応せざるをえない状況であると説明を聞いております。以上でございます。

５番（橋元陽一君）

想定外の事態を受けてですね、さらに 9.3 億円を追加をして事業が進められていることになるかと思います。これから改めて工法見直し等の作業も進められていくと思うんですけども、予算の確保の問題含めてですね、住民への説明もまだ、まだ不十分な段階ではないのかなというふうに思っているところであります。

こうした経過について、７月 25 日、環境保全協議会が開かれております。こうしたこの 7 月 25 日の環境保全協議会での内容について概略で構いませんので、ご説明いただきたいというふうに思います。

町民課長（山本壽史君）

ご説明します。９月の広報において配布をしております、県、エコサイクル高知からのお知らせで 13 巻にも掲載しておりますが、連絡会議当日は、施設本体工事の南側斜面の追加安全工事や、環境モニタリングの結果、現場動画を用いた工事の進捗状況について、エコサイクル高知から説明を受けております。以上でございます。

５番（橋元陽一君）

はい。そしたら、先ほどご回答いただいた、国費へのできるだけ

総事業費については、国費の増額で対応していくと。その 9.2 億円はすでに認可をされてて、後の確認されてない 9.3 億については、引き続き申請していく等含めた説明をされてるかどうか。ご回答をお願いします。

町民課長（山本壽史君）

お答えします。工事費につきまして詳細な説明がちょっとご説明はあったかと存じますが詳しいちょっと自分の方もその辺りまでちょっと把握できておりません。工事費については説明があったのは事実でございます。以上です。

5 番（橋元陽一君）

ぜひその 7 月 25 日、環境保全協議会での議論の中身をですね私も確認させていただきたい、少し確認していきますけども。担当窓口としても、そういうことを含めてですね確認をしていただきたいということをお願いしておきます。

冒頭言いましたけども私はこうした事態についてはですね、本来やっぱり県と町の連携会議を開催してですね、町も担当窓口も含めてですね、県との共有、間にエコサイクル入ってくると思うんですけども、3 者での共有の場ってのが、どうしても必要ではないのかなというふうに思っているところであります。この連携会議、これまで開かれておりませんけども、この時点で、こうした想定外の事態が起きた時点で開催される予定があるのかないのか。ご回答いただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

お答えします。日頃から綿密に情報共有を行っている現状も踏まえまして、現段階での開催の予定はありません。以上です。

5 番（橋元陽一君）

連携会議の設置要綱の中にですね、第二条所掌事務で、連携会議は次の各号に掲げる事項について協議検討、情報共有を行うものとする 것과合わせて 6 点記載をされております。その 5 番目のところに、施設の整備にあたっての調査設計及び建設工事等に関する事、というのがあります。そして 6 番目はその他、県、町それぞれが必要と認める事項というのがあって、こうした事項について、開催していかなければならないということを義務づけているものであります。私はこの想定外の、この時点での事態に対してですね、連携会議で、町と県が、エコサイクルも参加の方とですね、今後どうい

ふうな工法が、展開されていくのか含めて、確認をする場が必要ではないのかなというふうに思うんですけども、課長、いかがでしょうか。

町民課長（山本壽史君）

お答えします。工法等の詳細につきましては、施設検討委員会の方で検討をするということを聞いておりますので、先ほども説明しましたように、日頃から綿密に情報共有を行っている現状におきましては今のところ、この連携会議を開催する予定はございません。以上です。

5 番（橋元陽一君）

設置説明書の中、エコサイクルからのお知らせの中でですね、これから新たな工法を検討していくのに3カ月を要するというふうに書いてありました。どの時点、いつから3カ月なのか、説明を受けてますか、確認させてください。

町民課長（山本壽史君）

お答えします。最初に説明があったのが6月の8日でございますので、その時点から約3カ月ということを認識しております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

ということは9月の上旬ですので、もうすでに入っておりますので新しい工法が検討されているのかなと思うんですけども、その間、この新しい工法についてはですね、施設整備専門家委員会を開催して確認をするというふうに説明を受けているところであります。

この施設整備専門委員会が、現時点でいつ開かれているのか、開かれたのか、課長の方で把握していることがあれば、ご回答いただきたいというふうに思います。

町民課長（山本壽史君）

お答えします。先ほども説明しましたが現在追加安全対策に関する詳細な工法が対策工法は検討中でございます。

具体的な対策工法が見えてきた時点で、施設整備専門委員会を開催する予定であるということを、説明を受けております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

6月8日の町が説明を受けた時点から約3カ月新しい工法が新たな工法が、検討されているという、受けとめてあれば、本来、3カ月が過ぎようとする中でですね、すでにこの専門家委員会は開催され

ていないと、町民に対しては、町に対しても説明ができないのではないかなというふうに思います。その工法の検討が遅れているのか遅れてないのか。そんな連絡はありますか、確認させてください。

町民課長（山本壽史君）

現段階で詳細な情報の報告は受けておりませんが、工法の検討が、決まり次第、施設整備専門委員会を開催するというふうに受けております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

連絡を密にしてるっていう答弁の中で、今の回答っての私は不十分ではないかなというふうに思います。ぜひこの連携会が担っている役割をですねしっかり受けとめて、町として住民にもいつでも説明できるような体制を、大変忙しい業務の中だと思うんですけども、そうした体制をですねぜひ作っていくためにも、県に対してもそういう要請をしていただきたい。そういうことを強くお願いをしたいというふうに思います。

こうした質問を受けたときに、あるいはエコサイクルからのお知らせが発刊されて町民の手に届いたときにですね、その中で説明ができない事態ってのはないように、ぜひ対応をお願いしておきたいというふうに思います。それで、こういう事態の中でですね改めて私は住民の参加のもとでですね、現地調査等も、町の方から県に対してエコサイクルに対して強く要望していくべきだと思うんですけども、そうした現地調査の視察とか、実施する計画等について何か説明を受けてることがあれば、ご回答いただきたいというふうに思います。

町民課長（山本壽史君）

大変申し訳ございませんけどもう一度お願いできませんでしょうかすみませんちょっと聞き逃したところがありまして申し訳ございません。

5 番（橋元陽一君）

はい繰り返します。こうした事態の中でですね、現地調査に関わってですね、住民参加ができるような企画、計画をぜひ立てていただきたいと。そのことを、県、あるいはエコサイクルの方にも町として要請をしてですね、計画を立てて早く住民の皆様にも知らせさせていただきたいということですけども、いかがでしょうかという質問です。

町民課長（山本壽史君）

申し訳ございませんでしたお答えします。現地調査につきましては、今回の南側斜面追加安全対策については、今後、施設整備県専門委員会を開催する予定であるとの、先ほども説明しましたが説明を受けておりますが、施設本体工事に直接影響を及ぼすものではないと聞いておりますので、現時点では町が現地調査の実施について要望することは考えておりません。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

本体工事の建設が始まってですね、2 年近く工期が遅れていくと、しかもまたさらに国費で倍ぐらいの予算申請をして進めていかなければいけないという、大変重大な事態ではないのかなと私はとらえているところであります。

様々な声が上がってるかと思うんですけども、私自身は、こうした事態が起きたときには、住民の皆さんに安心安全をと言って事業を進め、来ておりますので、そうした声にしっかり受けとめてですね、町としても動いていただきたいな、その声を県やこのエコサイクルの方にも伝えていきたいなという、伝えてきて欲しいということ強くお願い申し上げまして、この新産廃については、質問を閉じたいと思います。よろしくお願いします。

二つ目の質問についてであります。マイナ保険証についてであります。6 月定例会でも、個人の申請手続きによるマイナンバーカードに保険証ひもづける問題について質問をさせていただきました。

先ほど坂本議員の質問で、かなり本質的な問題が明らかになったのかなというふうに思います。大変勉強になりました。6 月議会でも、山本課長からは丁寧な回答をいただいているところであります。

マイナンバーは法令でできる主体が限定されておりますして、カードの有効の有効活用的手段として、裏面の IC チップに含まれる 4 種類の電子証明書、空き領域、その他のアクセスポイントの活用は、暗証番号は必要で、マイナンバーを必要としないという、6 月議会での課長の答弁もいただいたところであります。私のとらえ方が間違っていればまたご指摘もお願いしたいと思います。このカードの申請手続きをしてですねあと使用する段階で、全国で様々な問題が続出しているところであります。個人情報どこまで担保されるのか、申請手続きがまるで義務化されたかのような錯覚を起こすような事態に対して、私も疑問や不信が消えない状態が続いております。

手続きの窓口になっている担当課におきましても、負担や責任が、そこに絶対集中しないように、私も見守っていかなければならないと思って、6月議会でも取り上げたところであります。

また、日常の業務に加えて突然加わってきた新たな業務に対応されたことについても、敬意を表してるところでもあります。

政府はマイナンバーカードの手続きについて、本来申請制度であるにもかかわらず、強要する手段を展開し、申請の少ない自治体にペナルティーを課す動きをしたり、給食費の無償化をカード取得の条件とする自治体が出てきたり、さらに2万円のポイント取得を導入することによってですね、経済的、世代的弱者に対する格差をさらに広げていくような施策を強引に続けようとしてきているところでもあります。

全国で様々な問題が発覚して、報道される中、7月19日、個人情報保護委員会が、デジタル庁への立ち入り検査を行ったと報道されました。朝日新聞7月20日付で、「政府から独立性の高い個人情報委員会がデジタル庁が6月に提出した報告内容は、実態把握に不十分だとして、国民全員に関わるマイナンバー制度の所管所管官庁としての責任を果たせるのか。組織的な問題があるのではないかと。総点検の結果を待たずに調査を進めている」という見解が述べられております。8割を超える国民の皆さんが、現在の紙の保険証は続けて欲しいという声を上げ続けているとも報道もされているところでもあります。

こうした中、8月2日、高知新聞が県内34市町村に対して、2024年秋に健康保険証が廃止され、マイナカードに一本化するこの政府の方針の是非について尋ねた記事が掲載されたところでもあります。

7人の首長が予定通りに廃止すべきだと回答しておりますが、佐川町含め県内20市町村長が廃止を延期すべきだとして、仕切り直しを求めていることも報道されました。記事の中では、何人かの首長のコメントも紹介されているところでもあります。現時点で、坂本議員の質問にも回答いただきましたけども改めて保険証をマイナカードに一本化するというこの政府方針に対しまして、現時点での町長の見解を求めたいと思います。よろしくお願いします。

町長（片岡雄司君）

橋元議員のご質問にお答えをさせていただきます。

マイナンバーカードの保険証の利用は、今後の医療のDXという

大きな計画を推進していく中で一つのツールとも考えとしまして活用していくこと、ものでありましてマイナンバーカードの一本化は重要な位置付けであることは承知はしておりますが、今、誤登録等様々な問題が起きている中で進め進めていくのは、いささか性急ではないかと感じておるところでございます。

やはり国民の不安を払拭することが最重要項目でありまして、国としても時間をかけて不安のない、安心して活用できる制度にして確立していただきたいという考えであります。そのような中で、マイナンバーカード一本化に対し私自身の思いは延期はやむを得ないのではないかと考えておりまして、先日の高知新聞の質問には、そのように回答をさせていただきましたので、説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

5 番（橋元陽一君）

はい。現時点での町長の見解も聞かせていただきましてありがとうございます。私は先ほどの坂本議員の質問の回答を聞きながらですね、なぜ政府がこんなふうに急ぐのか。改めてその理由がわからない状況であります。私も情報不足であります。国の動き、もう少し勉強してとらえて、こうした国民の意思とはちょっと異なる方向で進められてることについては、やっぱり地方から声を上げていくべきではないかなというふうに改めて感じてるところであります。

それで、現時点で町内でのこのマイナーカード導入、マイナーカードにおけるですね、認証誤認のトラブルがあるのかなのか、あったらどういう内容で把握されているのか、把握されていることがあれば、ご回答いただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

お答えいたします。現段階におきまして国民健康保険及び後期高齢者医療保険におきまして、誤登録といった事案は報告はありません。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

現時点では誤登録等はトラブル等はないということであります。

さらにですね町民の皆さん、様々に健康保険だけではなくて、社会保険含めて加入されている状況にあるかと思うんですけども、町として、例えば国保だけじゃなくて、健保協会の手続き等についても把握されているのかどうか、把握されていて、そこでもトラブルがないのかどうか、ご回答いただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

お答えします。協会けんぽ等につきましては、本町の方では把握できておりません。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。そしたら、町内でのトラブルがないっていうのは、国保に限定した対応で、先ほど言った後期高齢者を含めてですねその場面ではトラブルがないという判断でをしたらいいということでもいいんでしょうか。

町民課長（山本壽史君）

はい。その通りでございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。そしたらですね、こうした事態で全国でも起こっている様々な事態についてですね、マイナ保険証マイナ手続き等について、国及び県から町に対して、どんな指示が現時点で来ているのか。

他のひもづけの手続き等についても何か指示等があれば、ご回答いただきたいというふうに思います。

町民課長（山本壽史君）

お答えします。令和 5 年 7 月に国の方から、過去に登録した加入者の資格情報等の点検、修正経過の報告として調査依頼がっております。

当町は、異なる個人番号が登録されたデータの件数としましてゼロ件。対象となるデータ、対象となるデータはない旨の報告をさせていただいております。また、県でも、高知県マイナンバー情報総点検本部が設置され、8 月に、マイナンバーひもづけ事務に係る調査として依頼がっております。

すべて住民基本台帳システムとの連携により、ひもづけを実施している旨の回答しております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

町としてですね、マイナポータルにひもづけをしてる、活用されてる項目ってのは、具体的にはどういうものがあるか、ご回答いただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

町としてといいますか町民課としましてマイナンバーカードにひもづけのその窓口のところでサポート業務として支援をしたのはですね、マイナポイントそれから健康保険証への利用、及び公金口座

登録、そのひもづけのサポートをしております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

例えば今後ですね、障害者手帳や生活保護、あるいは介護保険住民税等へもひもづけの指示が動いていくのかなってというのが予測されてるんですけども、そういうことに対して、どんなふうに対応していくのか、もし対応していくということならば、窓口としてどんな課題が出てくるのか、あるいは住民にとってはどんな対応を求めるのか。把握されてることがあればご回答いただきたいというふうに思います。

町民課長（山本壽史君）

町民課におきまして、その町としての個々の事業についての作業とかそういうことに関しての情報は入ってきておりませんので、詳細に今後どうしていくかっていうのはこの場ではちょっと回答を十分し切れませんのでご了承いただきたいと思います。

5 番（橋元陽一君）

はい。そして私の少し認識不足のところもあります。マイナカードが独り歩きしてですね、トラブルが起きたときに、先ほどトラブル起きたときの責任が、ご利用者に課せられてくるっていう場面を何としても避けていくべきじゃないかなという思いがありましたので、そういう手続きについて確認をさせていただいたところであります。で、この個々について手続きを進められてるってことで、トラブルもないということであります。町内の国保の被保険者数と、この前のマイナ保険証手続きが完了した実数について把握されてると思うんですけども。ご回答いただければというふうに思います。また可能であれば、年代別っていうか世代別に把握されてることがあれば、世代別にも回答いただけたらなというふうに思います。

町民課長（山本壽史君）

お答えします。本町国保の被保険者数につきましては、本年7月30日現在で2,809名となっております。そのうちマイナンバーカードの保険証利用の手続きをされている方は、7月18日現在で1,572名となっており、約半数の方が手続きができている状況でございます。なお世代別等の情報については把握できておりません。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

世代別には把握はできてないというところであります。6月の時

にも少し懸念をする事態として、取り上げ指摘をさせていただきま
したけども、高齢者に対して、あるいは障害を持ってる方含めてで
すね、なかなか手続きが難しいのではないかと考えている
ために、こういう質問をさせていただいてるところであります。
一旦こうした約 1,572 名の方が手続きを済まされて、その後の全国
のトラブルの報道等含めてですね、町内でマイナンバーカードの返
却がされてる事例があるのかなのか、あるいは件数をご回答いた
だければというふうに思います。

町民課長（山本壽史君）

お答えします。8 月末現在 1 件のみとなっております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。その 1 件についても世代的には把握されておられませんか。

町民課長（山本壽史君）

お答えします。申し訳ございませんが、詳細は所管する詳細な方
については、把握しておりません。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。半数の方が国保の被保険者がマイナーカードへの手続きを
終了されてるという段階であります。今後ですね、このあと残りの
半分の方々には、そうした申請ができない、困難な方がたくさんい
らっしゃることの裏付けにもなるのかなというふうにも思います。
こうした手続きが困難な方、できない方等に対して、坂本議員の質
問と重なる部分があるかもしれませんが、どんなふうに対応してい
くのか、現時点で検討されている施策について、答弁をいただけた
らなというふうに思います。

町民課長（山本壽史君）

お答えします。午前中の坂本議員のご質問でもお答えさせていた
だきましたが、施設入所者等マイナンバーカード取得が困難な方に
つきましては、後ほど職員が施設を訪問して、出張申請受付を実施
することとしております。このことにつきましては、町広報 9 月号
に協力いただける施設の募集を掲載しております。また町からも、
各施設に出張申請受け付けの受け入れ下記について働きかけをし
て対応していくことを予定しております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

入院中の方も含めて、長期入院の中の方も含めてですね、町とし
ての対応が非常に重要な段階にきてるのかなというふうに思ってる

ところであります。本来、資格確認証の期限もですね、1年というしてたものを5年に延期するとか、あるいは暗証番号不要なカードの発行とか、様々な全国からのトラブルに対する、あるいは個々に対して、政府も検討を始めている状況であります。私はマイナンバーカード等保険証をひもづけることについては、疑問を持ってる1人です。ぜひ、強制ではない申請手続きの手続きのシステムですので、私自身は紙の保険証をですね、最大限保持しながら、時間をおいてですね、多くの方々が、こうした便利だと主張されるカードへのひもづけについてですね手続きが進むような声をぜひ上げていっていただきたいなというふうに思います。

手続きが困難な方へも個別に丁寧に対応していくっていう、課長の答弁いただきましたので、ぜひそのことにも期待もしながら、このカードについての質問を終えていきたいというふうに思います。改めて最後に、社会的な弱者、経済的な弱者が医療や福祉から阻害されたり、切り捨てるな場面ていうのは、絶対に作って欲しくない。

そんな思いでですね、町職員の担当の方々も大変な業務だと思うんですけども。行政の専門家として奮起していただきたいという思いを述べてですね、この質問については終わりたいというふうに思います。

三つ目の質問に入ります。子供の健やかな成長に関わってであります。6月定例会で、昨年5月、町内の未就学児から中学校3年生までの生活スタイルの調査が行われたことについて質問をいたしました。子供たちがメディア漬けで睡眠時間が短く、また運動不足の生活を送っている姿が報告されているところでもあります。子供の脳の発達や自律神経などによるホメオスタシスの維持に重大な影響及ぼすことを危惧する。ということ観点からですね、教育研修所においても、社会指導員、社会教育指導主事でしょうか、を配置して、プロジェクトチームを立ち上げて、根本的な解決を目指して検討していくという、教育長からの答弁もいただいたところでもあります。このプロジェクトチームの現在の活動状況についてご説明をいただきたいと思います。

教育長（濱田陽治君）

はい。橋元議員のご質問にお答えをいたします。プロジェクトチームにつきましては健康福祉課にもご協力をいただきましてですね研究所を中心にやっております。今のところ子供たちの生活リズム

の実態の確実な把握と課題の特定と施策の進行管理を行うためにですね、プロジェクトチームの外にですね、早稲田大学人間科学学術院の前橋教授をアドバイザーとして、健康福祉課長各町立小中学校長各PTA会長、保育園連絡協議会会長、保育園保護者会連絡協議会会長の計17名による子供生活リズム向上プロジェクト推進委員会というものを、年間2回開催をするようにしております。

この推進委員会が6月27日に第1回を開催し、この調査についての課題の共有取り組み方針と本年度の取り組みについて協議をしております。さらにこの推進委員会を受けて具体的な取り組みについて検討するため、校長会の代表ほか実務者による6名によりますこの戦略会議を持つ2回開催しまして具体的な取り組みを協議をしております。この戦略会議で協議しました具体的な取り組み案を、先ほど申し上げました推進委員会で検討して、これからの取り組みとするということにですね、全町的な議論を進めながらやっているということです。なお今年できることからやろうというので具体的に保護者への啓発、先週も斗賀野の小学校のPTAの会でですね、ご説明を申し上げます。

それから、保育所で子供たちの運動遊びの講習会やったりとか、今できることから進めているというのがプロジェクトチームの今の動きでございます。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。戦略会議それから17名による推進委員会等を開いてですねプロジェクトチームとして動き出しているというところであります。

また、現地の調査や指導も具体的に動く動き出してるというところで、あります。このプロジェクトチームで何ていうんだろう、その目標、目的、活動の柱っていいですか、いくつか立てられてるかと思えます。多岐にわたるアンケート調査でしたので、子供の全体像をとらえていくためにですね、様々な活動事業が展開されていくと思うんですけども、大体主な活動の柱っていうのが立てられていたんであれば、ご回答いただければというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

はい。このテーマといいますか、柱はですね、子供たちの心と体の健康のためにどのように生活リズムを整えるのか。

そのために学校ではこうする保護者、PTAはこうする行政はこうすると。こういうことを整理してですね、町内での動きにしてい

くということが活動の柱です。そういった議論を進めると同時にですね具体的に学校の保健体育課の支援とか、それから保育所での運動遊びの支援と、それからPTAでの啓発活動の支援とかこういったことにでていくと、この2つを柱にしております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

先ほどの推進委員会と17名によるチームでまず動くと、年2回の会議の開催という報告もいただいたところであるんですけど。町民総動員をしてですねこうした子供たちの置かれてる環境を共有をして対応を検討していかなければならないと思うんですけども。年2回の会議ではなかなか町民に浸透する機会が少ないんじゃないかなというふうにも思います。何かこう、中間報告をまとめて公表するような計画を立てられているのかどうかをお聞かせいただけたら、ご回答いただきたいというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

はい。PTAのですね、研修等に出かけて直接申し上げるということもし、いたしますし、町民の皆さんにも広くですねご理解ご協力いただかなくてはならないという観点からですね、広報等でですねお知らせするとか、具体的なそのお伝えの仕方を今検討しておりますところでございます。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい、ぜひできるだけ町民の皆さんの幅広い世代に、こうした子供たちの状況が伝えられていくような、広報のあり方もぜひ工夫もしていただきたいというふうに思います。

この会議っていうのは、傍聴が可能なのか、どうか。なんかこう、今の段階でそういう体制が立てられたかどうかちょっと聞かせていただければと思います。

教育長（濱田陽治君）

はい。傍聴というところまでは考えておりませんでしたけども、多くの皆さんに見ていただけるとありがたいと考えておりますので、今後学校を通じた一斉送信とかいう方法も考えなくてはならないかなと今思っております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい、ぜひ会議で議論されてること自体が大変私は重要ではないかなというふうに思っております。ぜひこの会議の議論が、町民の皆さんに共有できるようなシステムをですね、検討していただきたい

いというふうに思います。先ほども斗賀野小学校や保育園の方にも聞き取りに入られたということでもあります。引き続き、町内、すべてにはと難しいかもしれませんが、ある程度、計画を立ててできるだけ現場の声、保護者の子供たちの実態をですね、チームの皆さんが把握されていく手だてというのはどうしても必要ないかと思うんですけども、今後の遂行計画っていうのは立てられてるかどうか、ご回答いただきたいと思います。

教育長（濱田陽治君）

はい。これからの状況を把握するということでしたかね。はい。

実際にですね去年、大規模な調査をしておりますが、毎年県教委が製作しました、生活リズムチェックカードというものの調査と指導年間2回実施をしております。これで直接的な調査と指導を毎年やっておるわけですが、また数年経ちましてですねこの取り組みが成果が上がっているのかどうなのかということをチェックする取り組みもまたしなくてはならないかなと考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

私が6月議会でアンケートが実施、去年アンケートが実施されて実態を明らかになったということを知ってからですね、子供たちが、の状況が、私たち大人が見るっていうか、見ている以上にですね子供たちにとっては大きな変化、私たちが大人、現在、私たちが育ってきた環境とは全く違う状況に中で育ってきてるんじゃないか。ということを危惧しての質問でありました。その6月議会質問前後にですね、私の方にも、小学校一年生が授業が成り立たない。あるいは中学校一年生の授業が成り立たない状態になっているということで現場が大変な保護者も含めて、大変な思いをされているということが、報告を受けたところであります。私はその調査の出てきた背景にですね、アンケート調査等行ったことが関わっているというふうに私はとらえているところであります。

ぜひ町長も今、教育長、答弁いただきましたけどもできるだけ多くの保護者、あるいは町民、そしてまた子供も含めてですね、直接聞き取りをして、子供たちが置かれてる状況を把握をして、全体のものにしていく、そういう手だてが、子供たちを作っていくこれ、今困難な状況の子供たちを救い、改めてそういった事態をですね、できるだけ事前に改善していくようなまちづくりを進めていかなければならないんじゃないかなという思いをしてるところであります。

このプロジェクトチームが担っている課題っていうのは、未来を担う子供たちの、大事なところですね、メスを入れるっていうか、改善をしていく課題を探ってく重大な仕事になってると思いますので、繰り返しますけども、プロジェクトチーム、17名のスタッフの皆さんに大変な思い、荷がかかっていくかもしれません。それでもぜひ子供たちのためにですね、しっかり町民の皆さんとで可能な限り調査も聞き取りもしていただいて、まとめられて、提言や報告でまとめられてると思うんですけども、その中に住民が参加できるようなことが示唆されるような提言をまとめていただきたいということ、最後をお願いして、そこら辺含めて、教育長が何か思いがあればお聞きをして、私の質問をいただけてますけども、教育長いかがでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

はい。議員のお言葉はまさにその通りだと考えております。原因は様々で社会の状況も変わっておりますのんですけども。メディアの影響コロナの影響も大きくあったものかなとも思っております。

さてこのこの推進委員会ですね、報告、ご提言をいただいた後は、具体的な行動計画に基づいて、教育研究所を中心に進行管理をしながら、また健康福祉課とも随分連携を進めなくてはならないと考えております。各分野で着実に取り組んでいこうと思います。これにつきまして、令和4年から8年にかけての教育振興基本計画の中に施策として、位置付けております取り組みとしても健康教育の充実と生活スタイルの改善としてありますので、この振興基本計画の重点行動計画に位置付けて、成果と課題を推進委員会と教育委員会にも報告をしながら着実に取り組みを推進して参りたいと考えております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はいありがとうございます。ぜひ議会でもですね学習ができるような機会も企画をしていただきたいということを最後をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で5番橋元陽一君の一般質問を終わります。

ここで15分間程度議場の時計で2時48分まで休憩します。

休憩 午後 2 時 30 分
再開 午後 2 時 48 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、10 番、森正彦君の発言を許します。

10 番（森正彦君）

10 番議員の森です。通告に従って質問させていただきます。

令和 4 年度の決算の認定が上程されています。令和 4 年度一般会計の歳出総額は 89 億 7 千万円で町民のための、多くの事業が実施されました。

この決算は、岡町長の思いがこもった予算編成。当初からの編成をしたのを、予算、その決算でございますが、この厳しい社会情勢の中、この決算でどのような成果が出たか。また、課題が浮かび上がってこなかったか。来年度予算に向けて必要なことは、どうかなど、岡町長に、令和 4 年度の決算の総括をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

町長（片岡雄司君）

森議員のご質問にお答えをさせていただきます。今回上程させていただいております令和 4 年度の決算の総括ということになります。が、ちょっと私の方から説明、回答させていただきます。

令和 4 年度の歳出再決算の総額は 89 億 7 千万円あまりと、令和 2 年度、令和 3 年度に続く大型なものとなりました。決算の特徴としまして、大きなものにつきましては、まきのさんの道の駅及び佐川おもちゃ美術館の整備に要した経費約 9 億 6 千万円で、建物等の建設工事を実施しました。運営組織体制の構築充実を図ることで、オープンに向けた準備を着実に進めることができました。また、連続テレビ小説「らんまん」の放送開始に向け、約 1 億 4 千万円を支出し、牧野博士の事業を検証するとともに、観光施設の整備、磨き上げ等の観光客の受け入れ体制を整備させていただきました。このほか、新文化拠点図書館整備につきましましては、基本設計実施設計が完成し、事業を着実に進めることができました。また私の公約でもありました、令和 4 年度から学校給食費及び保育所保育園の副食費等

の無償化も実施し、子育て支援の充実を図っております。

加えまして各方面におきまして、必要なコロナ対策を講じるとともに、当然のことながら、町民の安全安心の確保の確保や健康福祉に関わる取り組みなど、町民の日常生活に関わる施策も着実に進めることができたと考えております。

また、管理型産業廃棄物最終処分場の整備にあたり、地域の住民の皆様が将来にわたり安心して、誇りを持って暮らせ、暮らし続けられる環境を維持、向上させるため、実施しております地域振興策周辺安全対策も、地域住民の皆様のご理解とご協力をいただき、順調に計画通り事業が進捗しております。

財源につきましては、地方創生や産業振興関連の国、県の支出金、投資的経費に対する有利な起債などを有効に活用したことや、特別交付税の交付額の増額などにより、最終的に前年度1億円近く上回る2億500万円あまりの実質収支の黒字を確保することができております。以上のことから、大型予算であったものの、一般財源への影響を最小限にとどめて、町民の町民に密着した必要な施策を着実に推進、推進することができたと考えております。

一方、公債費、物件費の増加、普通建設事業費が20億円規模と高水準な状況が続いており、今後の課題としまして、増加する経常経費、新文化拠点図書館の整備、焼酎蔵改修等、大規模建設工事への対応があげられます。令和6年度からは、コロナウイルス感染症における位置付けが、の変更を受け、地方創生臨時交付金が措置されない見込みであることから、今後示される新たなこども子育て支援政策内容によって、さらなる財政負担を強いられる可能性があるなど、より厳しい財政運営となることが想定されております。

今後も引き続き、町民の皆様からいただいております、ご要望等につきましては緊急性をしっかりと調査し、緊急性の高い要望から着実に実施するなど、引き続き国の動向も注視しながら、中長期的の中長期の視点に立った持続可能な財政運営とするため、事業等の見直し、また、国、県などの補助などもしっかりと調査研究に努め、財源の確保に向けて実効性のある予算編成とする必要があると考えております。以上でございます。

10 番（森正彦君）

本日に岡町政の満杯初年度をその中で、道の駅からおもちゃ美術館、さらに「らんまん」関係する観光施策、さらには産業廃棄物の関

係、農業振興、本当に盛りだくさんの大きな事業をこなされて、さらに財源的には、大きく問題にならないと、財政に大きく問題がないという本当に内容としては大変すばらしい、私は結果であったと思います。佐川町の、これは歴史に残る 1 年決算の部分でもあるかという感じがします。本当にご苦勞でございました。

重複する部分、ということではないですが、予定していた事業を実施できなかった事業とその理由をお伺いします。課別にもしなるのであればもう、副町長にまとめて、答弁願いたいと思いますよろしくをお願いします。

副町長（田村正和君）

それでは私の方から実施ができなかった事業についてご説明をさせていただきます。令和 4 年度に予算化をしました事業のうち、やむを得ない事情で、令和 5 年度へ繰り越した事業がございますが、それら以外の予定をしていた事業につきましては職員の創意工夫、それから削減の努力の上、概ね順調に執行ができたと考えております。なおご質問ありました令和 5 年度にやむを得ない事情で実施できなくて繰り越しをしました約 6 億 8 千万円の主な事業につきましては、道の駅の事業、それから道路橋梁及び河川の改修事業、それから園芸団地整備特別対策事業があげられます。道の駅の事業、それから道路橋梁及び河川改修につきましては、関係機関や地元との協議、それから調整に想定以上の時間を要したため、一部繰り越しをしております。

それから園芸団地の整備特別対策事業につきましては、豪雨がございましたけど豪雪がございましたが、それで被災をしました園芸用ハウスの復旧支援のために、3 月補正とすることで予算化をしたものでございまして、標準工期が確保できなかったということで予算の大半の部分を繰り越しをさせていただきました。繰り越しをしました事業の進捗取り組みにつきましては、概ね予定通り執行できておりまして、道の駅の事業、それから河川改修など多くの事業はすでに完了をしております。

それから園芸団地の整備特別対策事業につきましては補助金の申請期限が今年の 12 月ということですが、現在繰越額の 6 割ほどの申請を受け付けている状況となっております、順調に進んでいると考えております。以上でございます。

10 番（森正彦君）

はい。ありがとうございます。やむを得ず実施できなかった事業もある。しかしそれについては、順調に進捗しているということで、安心いたしました。続いて歳入で増加額の大きいものと、減少額の大きいものの額と理由をお聞きしたいと思います。これは総務課長の方でお願いします。

総務課長（片岡和子君）

森議員のご質問にお答えをさせていただきます。まず最初に、歳入で増加額の大きいものの金額と理由ということで、一つ目は町債、町の債権、借金ですけれども、こちらの方は12億710万9千円ということで、対前年度比、令和3年度に比べまして、1億6,294万9千円、15.6%の増になっております。これは主に道の駅及びおもちゃ美術館整備事業の増によるものとなっております。

二つ目に繰入金が4億4,459万8千円。対前年度比で1億3,205万6千円。42.3%の増になっておりますが、こちらの理由につきましては、特定目的基金の活用によるものとなっております。公共施設等整備基金から町道修繕等の工事や桜座舞台、ごめんなさい、桜座舞台機構設備修繕工事等の財源といたしまして、1億2,185万2千円。そして福祉基金からあったかふれあいセンター事業と、福祉チケット支給事業の財源として、2,898万3千円の繰り入れを行っております。

三つ目といたしまして、県支出金についてですが、こちらは8億2,509万8千円。対前年度比で8,645万3千円、11.7%の増となっております。こちらにつきましては、産業振興推進総合支援事業費の補助金。それから周辺安全開発策の交付金及び地域振興対策交付金の増によります。

続きまして歳入で減少額の大きいものですが、一つ目は、国庫支出金で14億8,306万8千円の決算となっております。対前年度比で1億3,514万2千円、8.4%の減となっております。こちらの方は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金など、コロナ対策補助金の減額に起因をしております。

それから繰越金につきましては9,704万2千円で、対前年度比1億3,152万4千円の減。57.5%の減となっております。前年度繰越金の減額によるものです。

三つ目は、地方交付税31億4,808万2千円。対前年度比が7,567万円。2.3%の減となっております。こちらにつきましては、コロナ

対策等を行うために、追加、追加交付をされました臨時経済対策費の減少による普通交付税の減によるものとなっております。以上でございます。

10 番（森正彦君）

はい。歳入で増加額の大きいものの中で、町債繰入金、この辺りにつきましては、町民のために必要な事業のために、今まで貯めていたものを使ったということで、私としては、本当にこれ、適正であるというふうにも思います。また減少のものについても、それなりの理由があるということで納得いたしました。歳入の中で大きく問題があるというふうには感じられませんでした。

その中で、特に歳入で目を引いたのは町税の徴収率がほぼ 100%に近いと、私が議員に就任した頃と比べますとですね、本当に隔世の感がします。これは担当課の皆様には最大の敬意を表したいと思います。また、町民の皆様の納税義務の高まりにも敬意を表したいと思います。このことに関して、税務課長、一言、ご答弁をお願いしたいと思いますよろしくお願いします。

税務課長（真辺美紀君）

森議員がおっしゃいましたように、約 15 年前、佐川町の徴収率は大変低い状況にありました。県平均よりも低くて、平成 20 年度を見てみますと、徴収率は 91.0%。その年の高知県内の平均徴収率は 91.9%で、県内 34 市町村中 23 位の位置にありました。その後、平成 21 年度に滞納整理課を設置し、法律に基づき、様々な取り組みを行いました。督促状を送っても反応のない方には、財産の差し押さえ、家宅搜索、それから自動車のタイヤロックなどの滞納処分を実施しました。

また、徴収が見込めない案件については不納欠損処理を行い、高額で困難な案件については、租税債権管理機構に徴収をお願いし、新たな滞納者を出さないということを意識して続けた結果、令和 4 年度の徴収率は 99.7%、これは県内では、大川村、北川村に続く第 3 位の順位となっています。

この 15 年間の間に、徴収率向上のため、大変多くの職員がものすごい努力をしてくれたんだということを実感をしています。また、日頃から納税者の方々には、納期内納付、自主納付をお願いしております。どうしても納期限までに支払いが無理だという方には、せめて年度内の納付をお願いするなど、納税意識を高めていただく働

きかけを実施しています。そのほか、差し押さえした不動産の公売会の実施や、差し押さえと公売の成果を、町の広報に掲載するなどして、啓発活動も継続して行っています。徴収率が上がったことは、徴収担当職員の努力はもちろんのこと、納税者の納税意識の高まりもあると思っています。以上でございます。

10 番（森正彦君）

本当にご苦労様ですばらしい、いい成果が出たと思っております。

私もそれこそもう、15、6年前。もっと前になるかもしれませんが、JA勤めておる時にですね。その債権の回収に行ったこともあります。本当にこれは大変なことで、なかなかもう一筋縄ではいかないような状況でございましたが、やっぱり強い気持ちで、そこに納める人に義務があるんだということをしっかり伝える、あるいは先ほどありました公的手段にも訴えるということでやっていったと。やらないとなかなか前に進まなかったと。以前は何か甘い状態で払ってくれませんかっていうぐらいの程度でですね。済ましていったような状況でございました。そんなことではなかなかその成果は上がらないということを私実感しております。厳しいという、取り立て、しかしそのことがですね、債務を負った人たちが今度払うていきだして完済するとですね、非常に表情が良くなるわけです。本当に、本当に普通の付き合いができだすと、というようなことで、その人の人生にとっても本当にこの債務をなくする、義務を果たすということは大事なことであるというふうに感じたこともあります。本当に大切なことで、ご苦労だと思います。

その町税の徴収でですね、特に滞納分は困難な案件が残っていると思われま。差し押さえや時効の中断など、法的措置も適正に講じられているとの監査意見もあります。その中でですね、生活困窮者へのフォロー、関係機関へのつなぎとか連携はどのような状況でございますでしょうか。答弁願います。

税務課長（真辺美紀君）

はい。お答えいたします。滞納分だけでなく、現年課税の中でも、病気等の事情で働くことができず、生活が困窮している方に対しましては、健康福祉課の生活保護担当や社会福祉協議会と連携して、生活改善のフォローを行うとともに、財産調査を行い、支払い能力がないと判断すれば、過年度分、過年度分の支払い期限を猶予したり、欠損処理するなどして、生活の再建を図るようにいたしていま

す。以上です。

10 番（森正彦君）

はい。厳しく取り立てるだけじゃなくて、やっぱり納税者の生活も考えるというところが大事だと思いますので、これからもそういった姿勢で、よろしくお願いしたいと思います。

続いて歳出については、物件費と公債費が増加しています。その理由をお聞かせ願いたいのと、公債費については今後、新文化拠点の建設もありますので、公債費の今後のシミュレーションを示していただきたいと思います。よろしくお願いします。

総務課長（片岡和子君）

はい。お答えをさせていただきます。まず、物件費についてなんですけれども、こちらの方は、総合行政システムの機器、及び庁内ネットワーク機器の更新によります、いわゆる電子計算費、そして、情報発信、おもてなしの強化など、牧野富太郎博士顕彰事業に係る経費の増により、約 1 億 700 万円、9.4%の増加を見ております。公債費につきましては 4 億 7,535 万 6 千円で、対前年度比が 4,364 万 1 千円。10.1%の増となっております。これは令和元年度 2 年度に庁舎本庁の方の非構造部材等の耐震改修事業であったり、防災行政無線の更新事業、それから町道橋梁や公共施設の長寿命化事業の財源として借入れをしておりました町債の元金償還が始まったことにより、増加をしているものでございます。シミュレーションということですが、令和 2 年度以降、大規模な建設事業や地域振興策事業の実施により、町債の借入額が増加していることに伴い、今後も公債費の増加は続き、令和 4 年度時点のシミュレーションでは、令和 10 年、令和 10 年度にピークを迎える予測となっております。

これは参考値ですけれども、令和 4 年度の元利償還金の額が、先ほども申し上げました、約 4 億 7,500 万円で令和 10 年度につきましては、7 億 4,300 万円ぐらいになるのではなかろうかというシミュレーションが出ております。以上でございます。

10 番（森正彦君）

10 年度の公債費比率ってのは、予測がつきますか。

総務課長（片岡和子君）

はい。お答えをさせていただきます。10 年度の公債費比率ということですが、単年度で見ますと、9.2%程度です。で、3 年度間の平均を見ます実質公債費比率につきましては、9.0%程度とシミュレー

ションされておりまして、財政の健全化指数までは至らないという予測ではございます。

10 番（森正彦君）

はい。佐川町の財政もかなり厳しい時がありまして、私が議員になった頃は、10 数あまり定かではないですけど 15、6%の時もあったような気がします。それから比べると、9%をあれば、大きく財政を圧迫するのではないのではないかと。安心はできませんが、いうふうにも思ったりもします。あくまでも私見でございますが、わかりました。10 年が今の所一帯ではピークになるのであろうと。

それで歳出のですね。人件費が4千万円程度減少していますが、その理由をお聞かせください。このご時世に減少するというのが妙によくわかりませんので、よろしくお願いします。

総務課長（片岡和子君）

はい。お答えをさせていただきます。人件費の減につきましてですけれども、こちらの方は、お給料が減ったというものではございません。主に一般職常勤職員、私たちのような職員、それからフルタイムの会計年度任用職員の退職手当の負担金率が令和4年度より引き下げられております。1000 分の 190 から 1000 分の 100 ということで、ほぼ半分ぐらいになっております。こちらことによりまして、約 4,700 万円の減額となっております。以上です。

10 番（森正彦君）

半分になるというのがちょっと理解できませんが、どういうことなのでしょう。

総務課長（片岡和子君）

はい。退職手当組合は、高知県の市町村の職員の退職手当などを支給してくれる組合を作っているんですけれども、今までに徴収しておりましたお金、いわゆる退職手当の方に支給をするお金の方が、予定といいますか、推測しておりました人数よりも退職される方が少なかったため剰余金が発生しておりますので。その関係で負担金の割合を4年度から引き下げたようにお伺いしております。今は現時点で定年退職を待たずに、若いうちに退職される方も増えておりますので、そういった状況が発生しているのではないかと推測しております。以上です。

10 番（森正彦君）

それによって職員の不公平、今までの職員やめた職員、不公平と

いうのはおきないのでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

お答えします。私も退職手当についてあまりよくわかっていないんですけれども、勤務年数によってもらえる率とかが決まっていたと思いますので、町村が負担する負担金の率が下がっているだけで、もらうほうの額は特に変更はなかったように思っております。以上です。

10 番（森正彦君）

はい。わかりました。職員の負担が増えたり減ったりしたのではないと、いうふうにとらえてよろしいですかね。はい。わかりました。続いて総務費なんですけど、減少はしているものの高い水準にありますけど、その理由をお聞かせください。

総務課長（片岡和子君）

はい。総務費の高水準についてですけれども、総務費につきましては、約 18 億 7 千万円ということで、対前年度比で約 8 億 1 千万円の減額とはなっておりますけれども、令和 2 年度以降、新型コロナウイルス対策債により急増をしているところでございます。

コロナ禍以前の令和元年度、約 10 億 5 千万円と比較しました場合、コロナ対策費や、先ほどお話をさせていただきました、総合行政システム機器及び庁内ネットワーク機器の更新による、電子計算費の増などの臨時的経費のほか、ふるさと寄附金額の伸びに伴いますふるさと寄附推進事業の取り組みに関する経費の増。そして、地域振興基金積立金などにより、その比率が高くなっているところでございます。以上です。

10 番（森正彦君）

はい。わかりました。次に不用額、4 億 6 千万円。4.55%増加していますが理由をお聞かせください。

総務課長（片岡和子君）

はい。お答えをさせていただきます。増加いたしました主な要因としましては、ふるさと寄附推進事業の取り組みに関する経費の不用によるところが大きくなっております。令和 4 年度は寄附額 4 億円を目標に掲げまして、基金積立金 4 億円を含む経費等関連予算を、約 6 億 1 千万円計上しておりましたが、実際寄附をいただいた額は 3 億 5 千万円あまりとなりましたので、約 8,400 万円の不用額が生じる結果となりました。以上でございます。

10 番（森正彦君）

はい。ふるさと寄附金の目標額に、今 5 千万ぐらい届かなかったということですが、本当にふるさと寄附金の関係につきましても、よく頑張ってくれてると思っております。佐川町これから P R して、ふるさと寄附金さらに増えていくようになればいいなと思います。

続いて特別会計ではですね、後期高齢者の被保険者数の増加が著しい状況でございますが、今後の被保険者数の予測と収支の予測をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

町民課長（山本壽史君）

ご質問にお答えします。まず最初に被保険者数の予測からご説明します。本町において、被保険者数の予測、推計は示しておりませんが、国立社会保障人口問題研究所が 2017 年に行った将来人口推計によりますと、本町の 75 歳以上の人口は今後増加をし、2030 年、令和 12 年度にピークを迎え、その後減少していく傾向にあると出ております。事実令和 3 年度から団塊の世代の後期高齢者への移行が始まり、令和 6 年度には団塊の世代が全員移行が完了することになりますのでここ数年間は一時的に急増することが予測されております。

続きまして、収支の予測ですが、後期高齢者医療につきましては、高知県内の全市町村が加入し、設立した高知県後期高齢者医療広域連合が財政運営等を行っております。したがって、高知県全体で見みてみますと、今後、被保険者数が増加することが考えられます。また医療技術の進歩、高度化などにより、1 人当たりの医療費は、引き続いて増加していくと見込まれております。また、制度を支える現役世代の減少などによる後期高齢者負担率の上昇も考えられており、今後後期高齢者の保険料率も上昇することが予想されております。以上でございます。

10 番（森正彦君）

私ども団塊の世代で、世間に数が大きすぎてご迷惑おかけしゅうところもありますが、本当に今後保険料が上がるとですね、こういうご時世大変困るわけでございますが、しかし、この保険制度も維持をしていかなければなりませんので、それなりに対処しなければいけないかなというふうには思っておるところでございます。

ちょっとコロナの後遺症で喉の調子が、まだ十分回復していなくて、日頃の美声が聞かされないのが残念でございますが。この後期高齢者の特別会計の質問を最後にですね、したいと思いますが、

最後にですね、監査委員さんの意見書の中に、関係法令、条例等の規定議案を十分認識し、正確な事務処理を行うこととありますが、この意見をどうとらえ、どう対応しているかをお伺いします。

総務課長（片岡和子君）

ご質問にお答えをさせていただきます。地方公務員法の第32条の方にその職務を遂行するにあたって、法令条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規定に従わなければならないことが規定されておりまして、法令を守ることは私たち職員としての最も基本的な義務であると言えます。

私たちは正確な事務処理業務を行う上での基本的な姿勢、そして心構えとして、この監査委員さんからのご意見を真摯に受けとめ、対応していかなければならないと感じているところでございます。

職員一人一人が、業務の担当者会であったり、研修の方を通じて、規定につきまして、しっかりとした認識を持つように努め、また内部では、職員同士の報告連絡相談などを通して、確認し合い、相互牽制が図れるよう事業そして事務処理に取り組みをしているところでございます。

今後もこの職員としての基本的な義務や、監査委員さんからいただきましたご意見を忘れることなく、正確な事務処理に努めて参りたいと考えているところですので、引き続き、監査委員さん初め、皆様のご指導をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

10 番（森正彦君）

はい。ありがとうございます。模範回答でございまして、しかし、具体的に何をどうするか。ミスを起こさない法令違反起こさない。そういったことを本当に常に持ってですね、特に新しい事業が入ってきた時なんかにはですね、複数の人で確認し合うというようなことも、していくべきであろうと思います。私の知る限りでは、法令違反とかも聞いておりませんので、今後も引き続き気を引き締めて業務に当たるようお願いしたいと思います。この決算に関しての質問は以上で終わらせていただきます。丁寧なご答弁ありがとうございました。

続いて新規就農テストハウス設置事業についてお伺いします。佐川町にとって、農業は重要な産業であると思います。まず、農業振興について、町長の考えを伺います。

町長（片岡雄司君）

森議員のご質問にお答えをさせていただきます。佐川町にとりまして、農業は主要産業、そして重要な産業の一つであると認識をさせていただきます。まず、稲作による農業を、その他の露地野菜とか、施設園芸果樹の栽培などと合わせることで営農継続させていくことが、農業振興と農業、農村環境の維持につながるものと考えております。またそれと同時に園芸用ハウスを整備する場合に支援などを行い、施設園芸をはじめとする高収益作物を推進することで、新規就農者の確保や、農業経営の安定を図り規模拡大につなげていくことも非常に重要な課題であると私自身感じております。以上でございます。

10 番（森正彦君）

町長も言われましたように、農業は地域振興や、環境保全にとって重要な課題であります。そこで後継者育成、新規就農支援は一つの要件でございます。そこで安定的な就農支援策として、新規就農テストハウスは有効な支援策であると思います。町長もそのような考えを持っておられるとお伺いしていますが、導入実施の考えはあるのでしょうか。よろしく申し上げます。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。研修用ハウスは新規就農者を確保し、産地を継続発展させる上でも非常に有効なものであると考えております。現在、研修用ハウスの導入に向けまして、高知県、J Aなどの関係機関とも協議を重ねておりますので、よろしくお願いをいたします。

10 番（森正彦君）

ありがとうございます。導入に向けて具体的な動きもしておるということでございます。目安としてはいつごろ実施の予定でしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。研修ハウスの導入については事業実施の主体やハウスの所有権の所在など検討すべき課題が、現時点でありまして現時点で明確な時期を申し上げるわけにはござい、申し上げることはできませんが、今検討している一番早いスケジュールの場合で、令和6年度に用地を選定し、令和7年度の事業実施となる予定でございます。以上です。

10 番（森正彦君）

はい。導入予定ということでございます。これは確実に成功をさせなければなりません。そのためには十分な調査研究が必要ですが、どのような体制で調査を研究をするのかお伺いします。産業振興課長お願いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。研修ハウスについては、高知県下の事業実績で、安芸管内に研修用ハウスが多くございますので、研修ハウスの先進地情報をいただき、その事例をもとに、高知県の補助事業を所管している担当課、高吾農業改良普及所や、JAの関係機関と、事業実施の可能性や方向性について、現在協議調整を進めているところでございます。

今後、具体的な内容を決定していく段階になれば、関係する指導農業士の方や、生産部会などの農業関係者の方にご意見やご協力をいただくことになると考えております。以上です。

10 番（森正彦君）

はい。課長答弁があったように、安芸の方ではもう成功してうまくいっておると。その安芸の事例を見習って近隣の町村も始めておるといってございます。それを十分調査しましてですね、どのような形がいいか検討していただきたいと思いますし、普及センター、県普及センター、JAとも連携をとってということでございます。

さらに進めば実際の農業者の意見も聞くということで、そのような体制をとっていけばいいのじゃないかというふうに考えます。7年を目安に実施したいとのことですが、大まかなスケジュール、先ほどとおよその見当はつきましたが、もう一度スケジュールをお聞かせください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。先ほど町長の答弁でもございましたが、今年事業の内容について協議検討を進めていきますので、来年度6年度にハウスを整備する用地をどこにするかというところを選定していきたいと考えております。その上で、7年度中にはハウスが整備し完了し、活用できるような体制が一番早いスケジュールというところで考えております。以上です。

10 番（森正彦君）

県の補助金もあると思いますが、資金手当はどのように考えているのでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

現在ですね、県の補助事業につきましては、高知県園芸用ハウス整備事業を活用するように想定をしているところです。以上です。

10 番（森正彦君）

県の補助金もあると非常に楽であると思います。テストハウスでの作物は何を想定されているのでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい。お答えいたします。最終的には、町として推進しております新興作物については、対象にしていきたいと考えております。まずは、新規就農相談で問い合わせがあり、研修中の受け入れ体制等が整っており、なおかつ、整備する面積が一番少ないイチゴの研修用ハウスをまずは整備していく方向で検討しております。以上です。

10 番（森正彦君）

はい。安芸の方は、ナスで就農する場合は大きいと、多いと言う事です。佐川町はイチゴの産地でございますので、そういったものから、始めていたら、私もいいのではないかというふうに考えております。テストハウスでのまだまだそこまで進んでないかもしれませんが、テストハウスでの経営、栽培指導はどのように考えているのか、あるいは研修期間は何年でその後はどのように、して独立するのかそのあたりはどのように考えているのでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。研修中の指導につきましては、県の普及指導員やJAの営農指導員による指導と、生産部会や指導農業士による営農指導が基本になると考えております。また、経営面では関係機関で組織しております、佐川町担い手育成総合支援協議会でサポートをしていく方向で考えております。また研修終了後についてですが、まず、新規就農に向けた農業研修時に活用できる研修期間は2年ということになっておりますので、研修ハウスを活用するも2年というところで考えております。

また研修終了した場合ですが、2つの方法が選択できるようにしたいと考えております。一つは新たにハウスを整備して就農する方法です。この場合研修用ハウスの使い勝手を改善し、自分好みのハウスを整備して就農することができます。ただ、新しい土地でハウスを整備しますので、研修時とは異なった条件のもとで、営農開始することになり経営のリスクが高まることもと考えております。

もう一つは、のれん分けをする方法です。町としては、研修中と同じ場所で就農することができれば、研修で培ったノウハウをそのまま活かすことができますので、就農の成功率も高くなるものと考えております。佐川町が実施する研修用ハウスでは、研修終了後、研修用のハウスをのれん分けし、そのまま継続して使用できる形で収納していただくこともできるようにしたいというふうに考えております。研修修了者が選択できる方法で現在検討を進めているところです。以上です。

10 番（森正彦君）

栽培指導経営指導、それは普及センター、J A の指導員もありますけれども、かなり密着した状態で絶対に失敗させないぞということが必要だと思います。そこはそれなりにですね、地元の経験者をお願いしてですね、密着指導。それこそ毎日、朝 1 回行く、極端な場合はですね、行って、最初のうちは段取りを、きちんとして教えていくというようなことも必要じゃないかと思います。その辺りも検討すべきではないかと思います。

それから上手くいって独立する場合は、別にレンタルハウスで独立する場合、あるいはそのハウスをそのまま使って活用して、のれん分けにする場合、そういうことも選択できるようにするということも考えておるということで、それもそういう方法でいいじゃないかと思います。今までの質問で、かなり具体的な内容まで検討されているようでございます。本気度が伝わって参ります。先にも言いましたように、新規就農テストハウスは地域農業振興にとって大変重要なアイテムであります。十分研究、検討を行い、実施すべきだと思います。最後に町長の答弁をお願いしたいと思います。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。森議員の質問ですが人口減少と高齢化が進む本町におきまして新規就農者の確保が、佐川町におきましては喫緊の課題であると認識をしております。施設園芸を支援推進していくことは、地域農業振興におきましても重要な位置付けとなることから、研修用ハウスの導入につきましては、県とか J A としっかりと連携をさせていただいて、研究、検討を十分に行い、スピード感を持って臨んで参りたいと考えておりますので、森議員におかれましても、ご協議いただきますようよろしくお願いをいたします。

10 番（森正彦君）

はい。町長も言われましたようにですね、人口減少問題このことに関しては、町長の次の一手の一つに入ります。農業そのうちの一つとして具体的な事業としてですね、若者の定住、あるいは新規就農、移住、そういったことにも有効な手段でございます。

ぜひともですね、この事業を導入して成功するように、していかなければならないと思います。今後のご努力をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。前向きなご答弁いただきまして、ありがとうございます。

議長（西森勝仁君）

以上で、10 番、森正彦君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議を5日の午前9時とします。

本日はこれで延会します。

延会 午後3時42分

